

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 8 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b> .....	1
基幹統計調査の承認 .....	1
一般統計調査の承認 .....	3
一般統計調査の中止 .....	4
届出統計調査の受理 .....	5
<b>2 基幹統計調査の承認</b> .....	7
経済産業省生産動態統計調査（平成23年承認）（経済産業省） .....	7
毎月勤労統計調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	9
賃金構造基本統計調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	13
農業経営統計調査（平成23年承認・2回目）（農林水産省） .....	15
農林業センサス（平成23年承認）（農林水産省） .....	19
漁業センサス（平成23年承認）（農林水産省） .....	22
作物統計調査（平成23年承認・2回目）（農林水産省） .....	26
木材統計調査（平成23年承認）（農林水産省） .....	30
海面漁業生産統計調査（平成23年承認）（農林水産省） .....	32
<b>3-1 一般統計調査の承認</b> .....	35
男女間における暴力に関する調査（平成23年承認）（内閣府） .....	35
国民年金被保険者実態調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	36
安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）（平成23年承認）（法務省） .....	37
雇用均等基本調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	38
農業・農村の6次産業化総合調査（平成23年承認）（農林水産省） .....	41
家内労働等実態調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	44
全国母子世帯等調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	46
能力開発基本調査（平成23年承認）（厚生労働省） .....	48
産業廃棄物処理業実態調査（平成23年承認）（環境省） .....	51
<b>3-2 一般統計調査の中止通知</b> .....	52
バイオ産業創造基礎調査（平成23年通知）（経済産業省） .....	52
<b>4 届出統計調査の受理</b> .....	53

<b>(1) 新規</b> .....	53
都内企業求人充足状況等調査（平成23年届出）（東京都） .....	53
長野県労働条件等実態調査（平成23年届出）（長野県） .....	54
事業系ごみ（一般廃棄物）の排出区分に関するアンケート調査（平成23年届出）（神戸市） .....	55
障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査（平成23年届出）（東京都） ..	56
事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査（平成23年届出）（佐賀県） .....	58
福井県観光満足度調査（平成23年届出）（福井県） .....	59
緊急奈良県貿易実態等調査（平成23年届出）（奈良県） .....	60
高齢者の購買動向に関する調査（平成23年届出）（東京都） .....	61
東日本大震災に関する事業所アンケート調査（平成23年届出）（東京消防庁） ..	62
香川県青少年保護育成条例に関する調査（携帯電話フィルタリングサービスに関する調査）（平成23年届出）（香川県） .....	63
県民の運動・スポーツ活動状況に関するアンケート調査（平成23年届出）（石川県）	64
高等技術専門校再構築に係る詳細調査における事業所調査（平成23年届出）（千葉県） .....	65
県民歯科疾患実態調査（平成23年届出）（三重県） .....	66
平成23年度市民意識調査「市民のちから～みんなでまちをつくる」（平成23年届出）（北九州市） .....	67
農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動に対する企業の意識調査（平成23年届出）（熊本県） .....	68
業界団体・学会に対するイベント・コンベンション等（MICE）実態調査（平成23年届出）（愛知県） .....	69
奈良県産業廃棄物実態調査（平成23年届出）（奈良県） .....	70
静岡市バス交通計画ガイドライン策定に関する市民アンケート調査（平成23年届出）（静岡市） .....	71
全国会議参加者調査（平成23年届出）（愛知県） .....	72
産業廃棄物実態調査（平成23年届出）（宮崎県） .....	73
循環資源利用実態調査（平成23年届出）（宮崎県） .....	76
仕事と生活の調和に関する実態調査（平成23年届出）（徳島県） .....	77
<b>(2) 変更</b> .....	78
群馬県母子世帯等実態調査（平成23年届出）（群馬県） .....	78
省エネ関連設備に関する調査（平成23年届出）（愛知県） .....	79
仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査（平成23年届出）（愛媛県） .....	80
東京都男女雇用平等参画状況調査（平成23年届出）（東京都） .....	81

島根県在住外国人実態調査（平成23年届出）（島根県）	82
医療実態調査（患者調査・施設調査）（平成23年届出）（栃木県）	83
市政アドバイザー意識調査（平成23年届出・2回目）（神戸市）	86
熊本県労働条件等実態調査（平成23年届出）（熊本県）	87
新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成23年届出）（新潟県・新潟市）	88
大阪府労働関係調査（平成23年届出）（大阪府）	90
職場環境調査（平成23年届出）（奈良県）	91
千葉県生活習慣に関するアンケート調査（平成23年届出）（千葉県）	92
北九州市の男女共同参画社会に関する調査（平成23年届出）（北九州市）	93

[利用上の注意]

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下、「本月報」という。）中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。）第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成21年4月1日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成◇年承認」「平成◇年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 生産動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 ①調査対象品目の変更 ア)生産規模の拡大が見込まれる品目の追加(7品目) イ)生産規模が縮小している品目の削除(7品目) ウ)類似する品目の統合(85品目→79品目) ②「セメント月報」について、本社を調査対象から除外 ③調査事項の変更 ア)「原材料」の削除 イ)「設備、生産能力」の調査方法の変更等	H23.8.3
毎月勤労統計調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査対象の地域的範囲を変更	H23.8.4
賃金構造基本統計調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、岩手労働局長、宮城労働局長及び福島労働局長から厚生労働大臣への調査票の提出期限を変更	H23.8.4
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ①農林水産省設置法の改正により、組織改編を行うことに伴う調査組織名称等の変更 ②東日本大震災への対応として、平成22年調査について、結果公表の方法を一部変更して公表 ③平成24年調査の標本替えの際に、東日本大震災への対応として、営農困難な地域に所在する客体を母集団から除外及びこれに伴う標本数の変更	H23.8.30

農 林 業 セ ン サ ス	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農 林 水 産 省 設 置 法 の 改 正 に よ り、組 織 改 編 を 行 う こ と に 伴 う 調 査 組 織 名 称 等 の 変 更	H23. 8. 30
漁 業 セ ン サ ス	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農 林 水 産 省 設 置 法 の 改 正 に よ り、組 織 改 編 を 行 う こ と に 伴 う 調 査 組 織 名 称 等 の 変 更	H23. 8. 30
作 物 統 計 調 査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 農 林 水 産 省 設 置 法 の 改 正 に よ り、組 織 改 編 を 行 う こ と に 伴 う 調 査 組 織 名 称 等 の 変 更	H23. 8. 30
木 材 統 計 調 査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 ① 農 林 水 産 省 設 置 法 の 改 正 に よ り、組 織 改 編 を 行 う こ と に 伴 う 調 査 組 織 名 称 等 の 変 更 ② 年 次 調 査 に つ い て、東 日 本 大 震 災 へ の 対 応 と し て、平 成 22 年 調 査 の 公 表 時 期 を 変 更 ③ 月 次 調 査 に つ い て、東 日 本 大 震 災 へ の 対 応 と し て、平 成 23 年 2 月 分 以 降 当 面 の 間、岩 手 県、宮 城 県 及 び 福 島 県 分 を 除 い て 公 表	H23. 8. 30
海 面 漁 業 生 産 統 計 調 査	農 林 水 産 大 臣	承認事項の変更 ① 農 林 水 産 省 設 置 法 の 改 正 に よ り、組 織 改 編 を 行 う こ と に 伴 う 調 査 組 織 名 称 等 の 変 更 ② 東 日 本 大 震 災 へ の 対 応 と し て、平 成 22 年 調 査 の 公 表 時 期 を 変 更	H23. 8. 30

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 8. 4	男女間における暴力に関する調査	内閣総理大臣
H23. 8. 4	国民年金被保険者実態調査	厚生労働大臣
H23. 8. 5	安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）	法務大臣
H23. 8. 5	雇用均等基本調査	厚生労働大臣
H23. 8. 5	農業・農村の6次産業化総合調査	農林水産大臣
H23. 8. 10	家内労働等実態調査	厚生労働大臣
H23. 8. 12	全国母子世帯等調査	厚生労働大臣
H23. 8. 12	能力開発基本調査	厚生労働大臣
H23. 8. 12	産業廃棄物処理業実態調査	環境大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

### ○一般統計調査の中止通知

通知年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 8. 15	バイオ産業創造基礎調査	経 済 産 業 大 臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止について掲載したものである。



## ○届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 8. 1	都内企業求人充足状況等調査	東京都知事
H23. 8. 1	長野県労働条件等実態調査	長野県知事
H23. 8. 2	事業系ごみ（一般廃棄物）の排出区分に関するアンケート調査	神戸市長
H23. 8. 3	障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査	東京都知事
H23. 8. 3	事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査	佐賀県知事
H23. 8. 8	福井県観光満足度調査	福井県知事
H23. 8. 8	緊急奈良県貿易実態等調査	奈良県知事
H23. 8. 10	高齢者の購買動向に関する調査	東京都知事
H23. 8. 11	東日本大震災に関する事業所アンケート調査	東京消防庁消防総監
H23. 8. 11	香川県青少年保護育成条例に関する調査（携帯電話フィルタリングサービスに関する調査）	香川県知事
H23. 8. 15	県民の運動・スポーツ活動状況に関するアンケート調査	石川県知事
H23. 8. 17	高等技術専門学校再構築に係る詳細調査における事業所調査	千葉県知事
H23. 8. 19	県民歯科疾患実態調査	三重県知事
H23. 8. 19	平成23年度 市民意識調査「市民のちから～みんなでまちをつくる」	北九州市長
H23. 8. 22	農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動に対する企業の意識調査	熊本県知事
H23. 8. 25	業界団体・学会に対するイベント・コンベンション等（MICE）実態調査	愛知県知事
H23. 8. 29	奈良県産業廃棄物実態調査	奈良県知事
H23. 8. 30	静岡市バス交通計画ガイドライン策定に関する市民アンケート調査	静岡市長
H23. 8. 30	全国会議参加者調査	愛知県知事
H23. 8. 30	産業廃棄物実態調査	宮崎県知事
H23. 8. 30	循環資源利用実態調査	宮崎県知事
H23. 8. 31	仕事と生活の調和に関する実態調査	徳島県知事

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 8. 1	群馬県母子世帯等実態調査	群馬県知事
H23. 8. 1	省エネ関連設備に関する調査	愛知県知事
H23. 8. 1	仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査	愛媛県知事
H23. 8. 2	東京都男女雇用平等参画状況調査	東京都知事
H23. 8. 12	島根県在住外国人実態調査	島根県知事
H23. 8. 15	医療実態調査	栃木県知事
H23. 8. 22	市政アドバイザー意識調査	神戸市長
H23. 8. 22	熊本県労働条件等実態調査	熊本県知事
H23. 8. 24	新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査	新潟県知事・新潟市長
H23. 8. 25	大阪府労働関係調査	大阪府知事
H23. 8. 26	職場環境調査	奈良県知事
H23. 8. 29	千葉県生活習慣に関するアンケート調査	千葉県知事
H23. 8. 31	北九州市の男女共同参画社会に関する調査	北九州市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

## ○基幹統計調査の承認

【調査名】 経済産業省生産動態統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月3日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ

【目的】 経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 生産動態統計調査は、昭和23年に、当時の連合国軍総司令部の要請を受けて、生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的として開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅改正が行われた。

その後の大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の「経済産業省特定業種石油等消費統計調査」（基幹統計調査））の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。

さらに平成12年1月分の調査からは、新世代統計システムの導入に伴い、調査票様式、調査票の提出方法等の変更がなされている。平成14年には、鉱工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、調査対象品目、調査事項、調査対象範囲及び調査票の見直しに関する統一基準を定め、年間出荷額が低下している品目を削除する一方、最近成長が見られる品目を追加する等の調査対象品目の変更を行うなどの大規模な変更が行われている。平成16年には、印刷業に関する調査票が新設されている。平成18年には、非鉄金属製品月報と光ファイバー製品月報の統合が行われた。平成22年には、生産規模が縮小等した調査対象品目を削除及び統合するとともに、調査事項のうち「燃料・電力」の廃止、「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更及び「月間実働延人員」の削除等の変更を行い、調査対象品目数1,671品目、月報数111月報となった。

【調査の構成】 1－それぞれの品目ごとの月報

【公表】 インターネット及び印刷物（速報：翌月末、確報：翌々月中旬、年報：翌年6月）

※

【調査票名】 1－それぞれの品目ごとの月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）鉄鋼・鉄鋼加工製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、精密機械器具、その他の機械、繊維工業品、パルプ・紙、印刷、雑貨工業品、化学工業品、ゴム製品・プラスチック製品、窯業製品・土石製品・建材、鉱物・石炭製品、石油製品、非鉄金属・非鉄金属加工製品等を生産（加工を含む。）する事業所であって、経済産業大臣が指定する生産品目別の範囲に属する事業所。

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）18,000 （配布）郵送・調査員・オンライン（電子メール） （収集）郵送・調査員・オンライン（電子メール） （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）①経済産業省－都道府県－調査員－報告者、②経済産業省－経済産業局－調査員－報告者、③経済産業省－都道府県－報告者、④経済産業省－経済産業局－報告者、⑤経済産業省－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日（対経済産業局長及び都道府県知事）、翌月

15日（対経済産業大臣）

【調査事項】 1. 生産、2. 受入、3. 消費、4. 出荷、5. 在庫、6. 原材料、7. 従事者、8.  
生産能力及び設備

**【調査名】 毎月勤労統計調査（平成23年承認）**

**【承認年月日】** 平成23年8月4日

**【実施機関】** 厚生労働省大臣官房統計情報部雇用統計課

**【目的】** 本調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

**【沿革】** 本調査の内容に類する調査は戦前から行われていたが、現在の毎月勤労統計調査の基礎が確立したのは、昭和25年1月に標本調査法が導入された時点である。昭和26年4月には、都道府県別に行っていた「毎月賃金統計調査」を本調査に「毎月勤労統計調査地方調査」として吸収した。さらに、昭和32年には調査対象となる事業所の最低規模を下げることによって零細規模事業所にまで調査範囲を拡大した。また、平成2年には、従来の甲調査と乙調査を結合し、全国調査の調査体系を5人以上に統一し、地方調査も5人以上の事業所へと拡充するとともに、5から29人事業所の抽出方法を変更する等の改正を行った。また、平成23年調査は、東日本大震災への対応として、調査対象の地域的範囲の一部を変更して実施した。

**【調査の構成】** 1－毎月勤労統計調査全国調査票（第1種事業所用） 2－毎月勤労統計調査全国調査票（第2種事業所用） 3－毎月勤労統計調査地方調査票（第1種事業所用） 4－毎月勤労統計調査地方調査票（第2種事業所用） 5－毎月勤労統計調査特別調査票

**【公表】** インターネット及び印刷物（全国調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月10日。その他の集計事項については、集計完了次第。地方調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月中。その他の集計事項は、集計完了次第。特別調査：調査実施年内）

※

**【調査票名】** 1－毎月勤労統計調査全国調査票（第1種事業所用）

**【調査対象】** （地域）全国（ただし、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分（宮城県については3月、4月及び5月分）について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わない。また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域においては、平成23年3月分から当面の間、調査を行わない。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（平成24年1月分調査から平成21年経済センサス基礎調査結果名簿）

**【調査方法】** （選定）無作為抽出（客体数）17,000／1,800,000（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎月末現在（給与

締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在) (系統) 厚生労働省一都道府県一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月の10日

【調査事項】 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

※

【調査票名】 2－毎月勤労統計調査全国調査票(第2種事業所用)

【調査対象】 (地域) 全国(ただし、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分(宮城県については3月、4月及び5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わない。また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域においては、平成23年3月分から当面の間、調査を行わない。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」に属する常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿(平成25年1月分調査から平成21年経済センサス基礎調査結果名簿)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 16,000/1,800,000 (配布) 調査員・オンライン (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計・他計併用 (把握時) 毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在) (系統) 厚生労働省一都道府県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月の10日

【調査事項】 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

※

【調査票名】 3－毎月勤労統計調査地方調査票(第1種事業所用)

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分 (宮城県については3月、4月及び5月分) について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わない。また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域においては、平成23年3月分から当面の間、調査を行わない。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業 (その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く。）」に属する常用労働者を常時30人以上雇用する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿 (平成24年1月分調査から平成21年経済センサス基礎調査結果名簿)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 22,000/1,800,000 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月末現在 (給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在) (系統) 厚生労働省一都道府県一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月の10日

【調査事項】 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、決まって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

※

【調査票名】 4-毎月勤労統計調査地方調査票 (第2種事業所用)

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分 (宮城県については3月、4月及び5月分) について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わない。また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域においては、平成23年3月分から当面の間、調査を行わない。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業 (その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く。）」に属する常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿 (平成25年1月分調査から

平成21年経済センサス基礎調査結果名簿)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 22,000/1,800,000 (配布) 調査員・オンライン (収集) 調査員・オンライン (記入) 自計・他計併用 (把握時) 毎月末現在 (給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在) (系統) 厚生労働省一都道府県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 調査月の翌月の10日

【調査事項】 1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

※

【調査票名】 5一毎月勤労統計調査特別調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (ただし、岩手県、宮城県、福島県の3県においては、平成23年3月及び4月分 (宮城県については3月、4月及び5月分) について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わない。また、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域においては、平成23年3月分から当面の間、調査を行わない。) (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業 (その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く。）」に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所 (抽出枠) 平成18年事業所・企業統計調査結果名簿 (平成25年調査から平成21年経済センサス基礎調査結果名簿)

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 25,000/2,200,000 (配布) 調査員 (収集) 調査員 (記入) 他計 (把握時) 毎年7月31日現在 (給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在) (系統) 厚生労働省一都道府県一調査員一報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年9月10日

【調査事項】 1. 事業所名、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 調査期間、4. 企業規模、5. 常用労働者の数、6. 常用労働者ごとの次に掲げる事項 (1) 氏名及び性、(2) 通勤又は住み込みの別及び家族労働者であるかどうかの別、(3) 年齢及び勤続年数、(4) 出勤日数及び1日の実労働時間数、(5) 決まって支給する現金給与額、(6) 特別に支払われた現金給与額



【調査名】 賃金構造基本統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月4日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は昭和33年から昭和35年まで3回にわたり、賃金構造基本調査として実施していたものを、昭和36年に拡大し、名称を賃金実態総合調査に変更したが、昭和39年以降現行名称に改め、昭和39年、昭和42年、昭和45年、昭和48年、昭和51年及び昭和54年の順に3年ごとに大規模調査を、その他の年には小規模調査を行った。昭和57年には各年のサンプル数を平準化し、中規模調査とし、昭和60年には営業用大型貨物自動車運転者、営業用普通・小型貨物自動車運転者の2職種を対象に追加し、また、昭和62年には男女雇用機会均等法の施行に伴い、女子大卒業者（技術系）等の採用人員、初任給額が追加された。さらに、平成13年には、介護保険法の施行に伴う介護支援専門員等の新しい職種の追加や労働者数の少なくなった職種の廃止等を行い、平成16年には、常用労働者に該当しない労働者についての調査の実施等を行った。また、平成23年調査は、東日本大震災への対応として、岩手労働局長、宮城労働局長及び福島労働局長から厚生労働大臣への調査票の提出期限を変更して実施した。

【調査の構成】 1－事業所票 2－個人票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年3月、詳細：調査実施年の翌年6月）

※

【調査票名】 1－事業所票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、一部島しょ部を除く。）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所及び常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（平成24年調査以降は平成21年経済センサス基礎調査結果名簿）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）80,000/1,400,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）毎年6月30日現在（系統）厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月1日～7月31日（ア．調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。イ．都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。（ただし、平成23年調査の岩手労働局長、宮城労働局長及び福島労働局長にあっては、9月12日までに厚生労働大臣に提出す

る。)

【調査事項】 1. 事業所の名称及び所在地、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 事業所の雇用形態別労働者数、4. 企業全体の常用労働者数、5. 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

※

【調査票名】 2－個人票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、一部島しょ部を除く。） （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者及び常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所に雇用される常用労働者（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿（平成24年調査以降は平成21年経済センサス基礎調査結果名簿）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,600,000/39,000,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）厚生労働省－都道府県労働局－労働基準監督署－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月1日～7月31日（ア. 調査票の配布を受けた事業主は、調査票を調査実施年の7月31日までに都道府県労働局長に提出する。イ. 都道府県労働局長は、提出された調査票を審査し、これを取りまとめ、調査実施年の8月20日までに厚生労働大臣に提出する。（ただし、平成23年調査の岩手労働局長、宮城労働局長及び福島労働局長にあつては、9月12日までに厚生労働大臣に提出する。）

【調査事項】 1. 労働者の番号又は氏名、2. 性、3. 雇用形態、4. 就業形態、5. 最終学歴、6. 年齢、7. 勤続年数、8. 労働者の種類、9. 役職又は職種、10. 経験年数、11. 実労働日数、12. 所定内実労働時間数、13. 超過実労働時間数、14. 決まって支給する現金給与額、15. 超過労働給与額、16. 通勤手当、17. 精皆勤手当、18. 家族手当、19. 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額

【調査名】 農業経営統計調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 従来の農家経済調査（指定統計第36号）及び米生産費統計調査（指定統計第100号）並びに米以外の農産物、畜産物及び繭の生産費調査（承認統計調査）を整理・統合し、新たに指定統計として指定され、平成6年7月から調査を実施している。その後、家計費に係る調査の家計調査（指定統計第56号）への一元化に伴い、本調査から家計収支の実態を明らかにする部分が削除されるとともに、自給的農家が調査対象から除外され、平成12年1月から適用されている。また、平成18年1月から、農家以外の農業経営体（組織経営体）のうち、会社や法人組織経営について自計による郵送調査（郵送回収）を導入した。そして、平成24年1月から、1. 「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）との統合や調査対象範囲の変更による調査体系の変更、2. 調査方法の多様化（決算書類等の活用、オンライン調査の導入）等を行って実施している。調査の実施に当たっては、東日本大震災への対応として、被災地域を調査対象から除外し、標本を再配分する措置がとられた。

【調査の構成】 1－現金出納帳 2－作業日誌 3－経営台帳（個別経営体用） 4－経営台帳（組織法人経営体用） 5－経営台帳（任意組織経営体用）

【公表】 インターネット及び印刷物（営農類型別経営統計：調査実施年の翌年7月、10月、農畜産物生産費統計：調査実施年の翌年6月、7月、8月、10月）

※

【調査票名】 1－現金出納帳

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,447/2,830,312 （配布）職員（収集）郵送・職員・オンライン （記入）自計 （把握時）月末現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター（地域センター）－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月

【調査事項】 1. 収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。）、2. 家計または農業生

産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物）、3. 農外等収入、4. 農外等支出

※

【調査票名】 2－作業日誌

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9,447/2,830,312 （配布）職員 （収集）郵送・職員・オンライン （記入）自計 （把握時）月末現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）毎月

【調査事項】 1. 作業区分、作業者名、1日当たり標準労働時間、作業日、2. 労働時間（日付、作物名、作業内容、家族・住み込みの年雇及び雇用別労働時間）、3. 生産費該当品目に使用した資材（品名、数量）

※

【調査票名】 3－経営台帳（個別経営体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 （抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,866/2,815,988 （配布）職員 （収集）郵送・職員・オンライン （記入）併用 （把握時）年末現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年

【調査事項】 1. 世帯員（氏名、性別、生年月、就業状況等）、2. 土地（1）総括表（種類、地目、ほ場名・地番、土地台帳面積又は総面積、課税評価額、負担割合等）、（2）異動表

(移動事由、異動年月、種類、地目、異動後の地目、異動面積)、3. 建物及び自動車・農機具 (1) 総括表 (種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積)、4. 植物 (1) 総括表 (種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積)、5. 牛馬 (1) 総括表 (種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等)、6. 中小動物 (種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数)、7. 現物在庫 (1) 未処分農産物 (品目、数量)、(2) 農業生産資材 (品目、該当部門、数量)、8. 現金・預貯金等及び借入金 (1) 現金・預貯金及び売掛未収入金 (区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合)、(2) 借入金及び買掛未払金 (区分、名称、年始め現在高、負担割合、年末現在高、負担割合)、9. 自給牧草 (1) 作付面積・生産量 (種類、作付面積、牧草生産量、収穫回数)、(2) 牧草費用価減償却配賦表 (資産等、種類、構造・型式、牧草名等)、10. 調査客体概況 (1) 営農類型別統計関連項目、(2) 農産物生産費統計関連共通項目、(3) 米生産費統計関連項目、(4) 麦類・大豆・畑作物生産費統計、(5) 牛乳生産費・肉用牛生産費・肥育豚生産費統計関連共通項目、(6) 牛乳生産費統計関連項目、(7) 子牛生産費統計関連項目、(8) 肥育豚生産費統計関連項目

※

【調査票名】 4-経営台帳 (組織法人経営体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業経営体 (属性) 農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 369/10, 597 (配布) 職員 (収集) 郵送・職員・オンライン (記入) 併用 (把握時) 年末現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省-地方農政局-報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-地方農政局-報告者、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、④沖縄県：農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県 (沖縄県を除く。)：農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター (地域センター) -報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年

【調査事項】 1. 貸借対照表 (1) 固定資産細分配賦表 (植物及び動物、建物・構築物及び自動車・農機具、土地、その他)、(2) 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表、2. 損益計算書 (1) 農業収入、(2) 農業生産関連事業収入の内訳、(3) 制度受取金、積立金等の内訳、(4) 農作業受託収入の内訳、(5) 事業収入計、(6) 事業外収支の内訳、(7) 科目配賦表、(8) 法人税等引当額、3. 調査客体概況 (1) 水陸稲、麦類、雑穀、豆類、

いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積等、(2) 野菜及び花きの作付面積、(3) 果樹(茶、桑を含む。)の植栽面積等、(4) 畜産物の販売状況等、(5) 農作業受託及び生産調整田面積、(6) 構成員の状況等、(7) 事業従事者数、(8) 投資と資金、(9) 経営耕地面積等、(10) 決算期

※

【調査票名】 5-経営台帳(任意組織経営体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業経営体 (属性) 農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠) 平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 212/3, 727 (配布) 職員 (取集) 郵送・職員・オンライン (記入) 併用 (把握時) 年末現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県: 農林水産省-地方農政局-報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県: (地域センター管轄地域) 農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-地方農政局-報告者、③北海道: (地域センター管轄地域) 農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、④沖縄県: 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。): 農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター(地域センター)-報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年

【調査事項】 1. 建物及び自動車・農機具 (1) 総括表(種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等)、(2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積)、2. 植物 (1) 総括表(種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積)、(2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積)、3. 牛馬 (1) 総括表(種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等)、(2) 異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等)、4. 中小動物(種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数)、5. 現物在庫 (1) 未処分農産物(品目、数量)、(2) 農業生産資材(品名、該当部門、数量)、6. 現金・預貯金等及び借入金 (1) 現金・預貯金及び売掛未収入金(区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合)、(2) 借入金及び買掛未払金(区分、名称、年始現在高、負担割合、年末現在高、負担割合)、7. 調査客体概況 (1) 水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付け面積等、(2) 野菜及び花きの作付面積、(3) 果樹(茶、桑を含む。)の植栽面積等、(4) 畜産物の販売状況等、(5) 農作業受託及び生産調整田面積、(6) 構成員の状況等、(7) 事業従事者数、(8) 経営耕地面積等、(9) 決算期

**【調査名】 農林業センサス（平成23年承認）**

**【承認年月日】** 平成23年8月30日

**【実施機関】** 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室

**【目的】** 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、農林業構造統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

**【沿革】** 我が国における農業に関するセンサスは、経済統計に関する国際条約に基づいて10年目ごとに行われる世界センサスと、その後5年目ごととの中間年次に行われる国内センサスという2つの性格のものが、同一体系の下に実施されている。このセンサスの出発点をなすものは、昭和25年に行われた「1950年世界農業センサス」であるが、その後は、昭和30年に「昭和30年臨時農業基本調査」として、別個の形の調査が行われたほか、昭和35年の「1960年世界農林業センサス」からは、世界センサスに林業に関する調査が加えられた。平成2年調査の「1990年世界農林業センサス」から、新たに「農業サービス事業体調査」が加わるとともに、調査対象農業事業体の経営耕地面積などの下限基準の見直し、小規模農家の調査の簡略化などかつてない大幅な改正が行われている。平成12年調査の「2000年世界農林業センサス」から、新たに「林業サービス事業体等調査」が加わるとともに、調査対象林業事業体の保有山林面積の下限基準の見直し、小規模農家の調査票を専用の調査票とするなどの改正が行われている。また、平成17年調査の「2005年農林業センサス」から、農林業の基本的構造について経営体を基礎として把握するため、従来、形態別に分かれていた事業体に係る調査を農林業経営体に係る調査に再編成（統合）し、農業と林業に分かれていた地域調査を農山村地域調査に再編成し、林業に係る調査を5年周期とするなどの大規模な改正が行われている。

**【調査の構成】** 1－農林業経営体調査票 2－農山村地域調査票（市区町村調査用） 3－農山村地域調査票（農業集落調査用）

**【公表】** インターネット及び印刷物（概要：平成22年11月、詳細：平成23年3月末以降）

※

**【調査票名】** 1－農林業経営体調査票

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）農林業経営体 （属性）農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としないものは除く。また、林業を行う者については、森林施業計画に従って施業を行う者又は保有山林において調査期日前5年間継続して育林若しくは伐採を実施した者、並びに素材生産業において調査期日前1年間に200立方メートル以上の素材生産を行った者を対象とする。）（抽出枠）農林業経営体客体候補名簿

**【調査方法】** （選定）全数 （客体数）2,090,000 （配布）調査員（職員）（取集）調査員（職員）（記入）自計（把握時）平成22年2月1日現在（系統）農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者

**【周期・期日】** （周期）5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施）（実施期日）平成22年1月15日～2月28日

**【調査事項】** 1. 経営の態様に関する事項、2. 世帯の状況に関する事項、3. 農業経営の特徴に

関する事項、4. 経営耕地面積等に関する事項、5. 農業用機械の所有に関する事項、6. 農業労働力に関する事項、7. 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況に関する事項、8. 農産物の販売金額等に関する事項、9. 農作業委託及び受託の状況に関する事項、10. 保有山林面積に関する事項、11. 林業労働力に関する事項、12. 育林面積等及び素材生産量に関する事項、13. 林産物の販売金額等に関する事項、14. 林業作業の受託の状況に関する事項、15. その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 2－農山村地域調査票（市区町村調査用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）市区町村

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,800 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）平成22年2月1日現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施） （実施期日）平成22年1月15日～2月28日

【調査事項】 1. 農地・森林の状況等に関する事項、2. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、3. 総土地面積・林野面積に関する事項、4. 農業集落の立地条件等に関する事項、5. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 3－農山村地域調査票（農業集落調査用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業集落 （属性）農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く。） （抽出枠）農林業センサス農業集落名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）140,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）平成22年2月1日現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）



－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「0」と「5」の年に実施) (実施期日) 平成22年1月15日～2月28日

【調査事項】 1. 農地・森林の状況等に関する事項、2. 地域資源の保全・活用状況に関する事項、3. 総土地面積・林野面積に関する事項、4. 農業集落の立地条件等に関する事項、5. その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

【調査名】 漁業センサス（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部センサス統計室

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、漁業センサス（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 第1次漁業センサスは、農林水産業調査（指定統計第3号）の一環として昭和24年3月1日現在で行われた。第2次漁業センサス（昭和29年1月1日。準備調査と漁業従事者世帯調査は、昭和28年11月1日現在）から指定統計第67号として5年目ごとに行う方針がとられたが、昭和33年には、これに代えて、沿岸漁業臨時調査（指定統計第96号）が行われた。

【調査の構成】 1－漁業経営体調査票 2－漁業管理組織調査票 3－海面漁業地域調査票 4－内水面漁業経営体調査票 5－内水面漁業地域調査票 6－魚市場調査票 7－冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成21年8月、詳細：平成21年12月）

※

【調査票名】 1－漁業経営体調査票

【調査対象】 （地域）原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）漁業経営体（属性）漁業経営体

【調査方法】 （選定）全数（客体数）115,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）平成20年11月1日現在（系統）農林水産省－都道府県－市区町村－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施）（実施期日）平成20年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

※

【調査票名】 2－漁業管理組織調査票

【調査対象】 （地域）原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）漁業管理組織（属性）漁業管理組織

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,700（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）平成20年11月1日現在（系統）地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：①農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水

産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、(地域センター管轄地域外)  
農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄  
総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖  
縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)  
－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成20  
年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業管理組織の概要、2. 漁業管理の内容

※

【調査票名】 3－海面漁業地域調査票

【調査対象】 (地域) 原則として、海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)  
第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村 (単位) 漁業協同組合  
(属性) 漁業協同組合

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入)  
併用 (把握時) 平成20年11月1日現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県で  
あって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②  
地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域)  
農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、(地域センター管轄地域外)  
農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水  
産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、(地域センター管轄地域外)  
農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄  
総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖  
縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)  
－調査員－報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成20  
年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 生産条件、2. 活性化の取組

※

【調査票名】 4－内水面漁業経営体調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 漁業経営体 (属性) 漁業経営体

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 6,500 (配布) 調査員 (取集) 調査員 (記入)  
併用 (把握時) 平成20年11月1日現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県で  
あって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②  
地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域)  
農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、(地域センター管轄地域外)  
農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水  
産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、(地域センター管轄地域外)  
農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄  
総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖

縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）  
－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施） （実施期日）平成20年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の漁業経営の状況、2. 個人の漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

※

【調査票名】 5－内水面漁業地域調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）内水面組合 （属性）内水面組合

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）併用 （把握時）平成20年11月1日現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施） （実施期日）平成20年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 組合員数、2. 漁場環境、3. 遊漁の状況、4. 活性化の取組、5. その他内水面漁業地域の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 6－魚市場調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）魚市場 （属性）魚市場

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）900 （配布）調査員 （収集）調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）平成20年11月1日現在 （系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施） （実施期日）平成20

年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 魚市場の施設及び取扱高、2. その他魚市場の現況を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 7-冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 12,000 (配布) 調査員 (取集) 調査員・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成20年11月1日現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省-地方農政局-地域センター-調査員-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-地方農政局-調査員-報告者、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-調査員-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-北海道農政事務所-調査員-報告者、④沖縄県：農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-調査員-報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター(地域センター)-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期) 5年(西暦の末尾が「3」と「8」の年に実施) (実施期日) 平成20年10月15日～11月20日

【調査事項】 1. 事業内容、2. 従業者数、3. その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

【調査名】 作物統計調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、作物統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成することにより耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和22年に開始し、昭和25年から指定統計調査として実施している。昭和54年には、一部調査事項について調査項目の区分及び調査期日の変更を行った。平成14年には、（1）関連する承認統計調査を含めた調査体系の整備、（2）調査対象品目の選定基準の策定、（3）調査票の統廃合、OCR化等を実施した。平成17年には、（1）作付予定面積調査及び野菜・果樹に係る予想収穫量調査の廃止、（2）てんさい・さとうきびに関する作付面積調査及び予想収穫量・収穫量調査の郵送調査化等の変更を行った。平成19年には、（1）かんしょ及び甘味資源作物（てんさい及びさとうきび）に係る予想収穫量調査の廃止、（2）耕地面積調査及び水稲に係る作付面積調査において、調査員による実測調査の導入、（3）水稲以外の作物に係る作付面積調査については農業協同組合その他の関係団体を対象に、水稲以外の作物に係る収穫量調査については関係団体及び標本経営体を対象に往復郵送化をそれぞれ実施した。統計法の全部改正に伴い、平成21年4月から基幹統計調査に移行している。

【調査の構成】 1－耕地面積調査 2－作付面積調査 3－作柄概況調査 4－予想収穫量調査 5－収穫量調査 6－被害応急調査 7－共済減収調査

【公表】 インターネット及び印刷物（各公表の公表予定時期については、おおむね次のとおり。1．耕地面積調査は、10月下旬、2．作付面積調査は、作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年の2月上旬の間、3．作柄概況調査は、7月～9月の各下旬、4．予想収穫量調査は、10月下旬、5．収穫量調査は作物ごとにそれぞれ6月中旬～翌年5月下旬までの間、6．被害応急調査は、原則として四半期ごと及び天災融資法発動の際、7．共済減収調査は、各作物ごとに調査実施後3か月以内。）

【備考】 本調査は、調査事項や作物の種類により、約30種類の調査票により行われているが、ここでは、調査内容の種別により、7種類に区分して記載している。

※

【調査票名】 1－耕地面積調査

【調査対象】 （地域）全国 （単位）圃場 （属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （配布）（調査員又は職員による実測調査） （収集）（調査員又は職員による実測調査） （記入）他計 （把握時）毎年7月15日現在 （系統）

①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター、⑤地方農政局が所在しな

い都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～7月下旬

【調査事項】 1. 耕地の田畑別面積、2. 耕地の田畑別の拡張及びかい廃面積

※

【調査票名】 2－作付面積調査

【調査対象】 （地域）全国（作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。）（単位）圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯（属性）1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者（農林業経営体を含む。）

【調査方法】 （選定）全数・無作為抽出・有意抽出（客体数）7,820/26,920（配布）郵送・調査員・職員（取集）郵送・調査員・職員（記入）併用（把握時）作物により、7月15日、9月1日又は収穫期（系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－報告者（水稲については、調査員又は職員による実測調査）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）水稲については、7月上旬～7月下旬。それ以外の作物については、把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別作付面積

※

【調査票名】 3－作柄概況調査

【調査対象】 （地域）全国（7月15日現在調査については、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）（単位）圃場（属性）圃場

【調査方法】 （選定）無作為抽出（配布）（職員による実測調査）（取集）（職員による実測調査）（記入）他計（把握時）7月15日、8月15日及びもみ数確定期（系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地

域センター)

【周期・期日】 (周期) 年3回 (実施期日) 把握時の前後の期間

【調査事項】 水稻の時期別の作柄概況

※

【調査票名】 4-予想収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) (職員による実測調査) (取集) (職員による実測調査) (記入) 他計 (把握時) 毎年10月15日現在 (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県: 農林水産省-地方農政局、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県: (地域センター管轄地域) 農林水産省-地方農政局-地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-地方農政局、③北海道: (地域センター管轄地域) 農林水産省-北海道農政事務所-地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-北海道農政事務所、④沖縄県: 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。): 農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター- (地域センター)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月上旬~10月中旬

【調査事項】 水稻の予想収穫量

※

【調査票名】 5-収穫量調査

【調査対象】 (地域) 全国 (作物によっては一部の地域。また、作物によっては、3年又は5年ごとに全国調査を行い、その中間年には主産県で調査を行う。) (単位) 圃場、協同組合、事業所又は企業、世帯 (属性) 1. 圃場、2. 農業協同組合、荒茶工場、製糖会社、製糖工場、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体、3. 耕地の所有者又は耕作者 (農林業経営体を含む。)

【調査方法】 (選定) 全数・無作為抽出・有意抽出 (客体数) 94,320/994,520 (配布) 郵送・職員 (取集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 作物ごとの収穫期 (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県: 農林水産省-地方農政局-報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県: (地域センター管轄地域) 農林水産省-地方農政局-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-地方農政局-報告者、③北海道: (地域センター管轄地域) 農林水産省-北海道農政事務所-地域センター-報告者、(地域センター管轄地域外) 農林水産省-北海道農政事務所-報告者、④沖縄県: 農林水産省-内閣府沖縄総合事務局-農林水産センター-報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。): 農林水産省-地方農政局-取りまとめ地域センター- (地域センター) -報告者 (水稻については、職員による実測調査)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 把握時の前後の期間

【調査事項】 作物の種類別収穫量(水稻にあつてはその災害種類別の被害量、果樹及び野菜にあつては出荷量を含む。花きにあつては出荷量に限る。)

※



【調査票名】 6－被害応急調査

【調査対象】 (地域) 作物について重大な被害が発生したと認められる地域 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 有意抽出 (配布) (職員による実測調査) (収集) (職員による実測調査)  
(記入) 他計 (把握時) 農作物に重大な被害が発生したとき (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 農作物に重大な被害が発生したと認められる場合、速やかに行う。

【調査事項】 災害を受けた作物(作物について重大な災害等が発生したと認められる地域内にある作物の栽培の用に供される土地のうちからセンターの長が選定した土地において栽培される作物)の災害種類別作付面積及び被害量

※

【調査票名】 7－共済減収調査

【調査対象】 (地域) 農作物、畑作物及び果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに農林水産省統計部長が定める都道府県 (単位) 圃場 (属性) 圃場

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (配布) (職員による実測調査) (収集) (職員による実測調査)  
(記入) 他計 (把握時) 作物により、収穫期又は暴風雨が発生したとき (系統) ①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：(地域センター管轄地域) 農林水産省－地方農政局－地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－地方農政局、③北海道：(地域センター管轄地域) 農林水産省－北海道農政事務所－地域センター、(地域センター管轄地域外) 農林水産省－北海道農政事務所、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 原則として収穫期に行う。ただし、りんご、ぶどう、なし及びももについては、暴風雨が発生した場合、速やかに行う。

【調査事項】 作物(農業災害補償法第84条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる作物の栽培の用に供される土地のうちから当該作物の種類ごとに抽出した土地において栽培される当該作物)の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積

【調査名】 木材統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、木材統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにし、林業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和28年から実施しており、昭和35年に標本工場調査の一部（製材用入荷素材記帳簿）廃止、昭和46年に「製材統計調査」から「製材統計」に名称変更、昭和48年に標本工場調査の実施周期の短縮（隔月→毎月）、昭和62・63年に電子計算機を活用した地方分散処理の導入、平成12年に基礎調査の調査員調査化及び標本工場調査の郵送調査化、平成13年に調査票のOCR化及び基礎調査の標本調査化の見直しを行っている。また、平成17年には、製材統計調査と木材統計調査（承認統計調査）の統合・再編による木材統計に関する調査体系を整理し、調査の範囲や調査事項等の変更を行うとともに、調査の名称を「木材統計調査」に変更した。

【調査の構成】 1－基礎調査票 2－製材月別調査票 3－合単板月別調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：[基礎調査票] 調査実施年の翌年4月20日、[製材月別調査票及び合単板月別調査票] 調査実施月の翌月の25日、詳細：逐次）

※

【調査票名】 1－基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」、「単板（ベニヤ）製造業」、「木材チップ製造業」及び「合板製造業」に属する事業所（ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,900/8,500 （配布）郵送・調査員・オンライン （収集）郵送・調査員・オンライン （記入）併用 （把握時）毎年12月31日現在 （系統）農林水産省－地方農政局等－取りまとめ地域センター－調査員－報告者、農林水産省－地方農政局等－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年1月上旬～2月9日

【調査事項】 1. 製材工場等の名称・所在地及び代表者の氏名、2. 製材に用いる動力の出力数、3. 従業者数、素材の入荷量（転売量を含む。）、消費量及び在庫量、4. 製材品の出荷量及び在庫量、5. 木材チップの生産量及び在庫量、6. 合板の生産量及び在庫量

※

【調査票名】 2－製材月別調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」に属する事業所かつ出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/6,700 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）農林水産省－地方農政局等－取りまとめ地域センター－報告者、農林水産省－地方農政局

等一報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査実施月の翌月16日

【調査事項】 1. 製材に用いる動力の出力数、2. 素材の入荷量(転売量を含む。)、消費量及び在庫量、3. 製材品の生産量、出荷量及び在庫量、4. 製材用素材の消費見込量その他製材についての実態を把握するために必要な事項

※

【調査票名】 3-合単板月別調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業(家具を除く)」のうち、「単板(ベニヤ)製造業」及び「合板製造業」に属する事業所

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)70/200 (配布)郵送・オンライン (取集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)農林水産省-地方農政局等-取りまとめ地域センター-報告者、農林水産省-地方農政局等-報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日) 調査実施月の翌月16日

【調査事項】 1. 素材の入荷量(転売量を含む。)、消費量及び在庫量、2. 合板の入荷量、生産量、出荷量、消費量及び在庫量、3. その他合板についての実態を把握するために必要な事項

【調査名】 海面漁業生産統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 本調査は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、海面漁業生産統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、海面漁業の生産に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的とする。

【沿革】 昭和26年4月海面漁業漁獲統計調査として開始し、昭和27年指定統計となり、昭和48年4月に現在の名称に変更し現在に至る。昭和55年には調査事項の追加を行うとともに、集計事務の一部に電算処理を導入した。平成7年には地方農政局統計情報部・同局統計情報事務所と本省間がオンライン化されたことに伴い、局・事務所管内における集計結果を見る情報処理組織を使用して本省に送付することを導入した。平成18年には、調査の範囲を従来の漁業経営体から、原則、水揚機関に変更することにより、調査客体数の大幅な縮減を図るとともに、調査事項等について大幅な見直しを行い、また、漁業センサスとの役割分担及び漁業に関する統計の体系的整備を図った。なお、指定漁業を営む場合は、農林水産大臣の許可を必要とするとともに、漁獲成績報告書の提出を義務付けられているため、本調査においては、この報告書（行政記録情報）が活用されている。

【調査の構成】 1－稼働量調査票 2－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用） 3－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の2月、4月、8月及び調査実施年の翌年2月）

※

【調査票名】 1－稼働量調査票

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所（属性）漁業経営体（抽出枠）稼働量調査客体名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）760（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）毎年1月1日～12月31日（系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－調査員－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－調査員－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－調査員－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－調査員－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年1月1日～3月31日

【調査事項】 1. 海面漁業経営体の氏名又は名称、住所並びに使用した漁船名及びトン数、2. 漁業種類別の出漁日数、3. その他前1及び2に関連する事項

※

【調査票名】 2－海面漁業漁獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所、組合（属性）漁業経営体及び水揚機関（抽出枠）前年の調査結果から作成された海面漁業漁獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない漁業経営体等名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,930（配布）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（取集）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（記入）併用（把握時）毎年1月1日～12月31日（かつお、まぐろ類及び資源回復計画対象魚種については、半年毎1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）（系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、③北海道：（地域センター管轄地域）農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－北海道農政事務所－（調査員）－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－（調査員）－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県（沖縄県を除く。）：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－（地域センター）－（調査員）－報告者

【周期・期日】 （周期）年（かつお、まぐろ類及び資源回復計画対象魚種は半年）（実施期日）毎年1月1日～3月31日（半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及び7月1日～9月30日）

【調査事項】 1. 水揚機関用・漁業経営体用（漁業種類別及び生産物種類別の生産量）、2. 一括調査用（漁業種類・規模別の漁労体数、1漁労体当たり平均出漁日数、1漁労体当たり平均漁獲量）

※

【調査票名】 3－海面養殖業収獲統計調査票（水揚機関用・漁業経営体用、一括調査用）

【調査対象】 （地域）海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（単位）世帯、事業所、組合（属性）水揚機関、漁業経営体（抽出枠）前年の調査結果から作成された海面養殖業収獲統計調査の水揚機関名簿及び水揚機関で把握できない養殖業経営体名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）1,770（配布）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（取集）水揚機関用：調査員、漁業経営体用：郵送、一括調査用：調査員（記入）併用（把握時）毎年1月1日～12月31日（のり類及びかき類については、半年毎1月1日～6月30日、7月1日～12月31日）（系統）①地方農政局が所在する府県であって地域センターが所在しない府県：農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、②地方農政局が所在する県であって地域センターが所在する県：（地域センター管轄地域）農林水産省－地方農政局－地域センター－（調査員）－報告者、（地域センター管轄地域外）農林水産省－地方農政局－（調査員）－報告者、

③北海道：(地域センター管轄地域)農林水産省－北海道農政事務所－地域センター－(調査員)－報告者、(地域センター管轄地域外)農林水産省－北海道農政事務所－(調査員)－報告者、④沖縄県：農林水産省－内閣府沖縄総合事務局－農林水産センター－(調査員)－報告者、⑤地方農政局が所在しない都府県(沖縄県を除く。)：農林水産省－地方農政局－取りまとめ地域センター－(地域センター)－(調査員)－報告者

【周期・期日】 (周期)年(のり類及びかき類は半年) (実施期日)毎年1月1日～3月31日  
(半年毎に行うものにあつては、毎年1月1日～3月31日及び7月1日～9月30日)

【調査事項】 1. 水揚機関用・漁業経営体用(水揚機関名・漁業経営体名、養殖魚種別収獲量、年間種苗販売量、年間投餌量)、2. 一括調査用(養殖魚種名、養殖方法名、総施設面積、1施設当たり平均面積、1施設当たり平均収獲量)

○一般統計調査の承認

【調査名】 男女間における暴力に関する調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月4日

【実施機関】 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

【目的】 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では女性に対する暴力についての確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的・継続的な実態把握の調査に努めることとしている。本調査は、これらを踏まえ、男女間における暴力の実態の把握、暴力に対する意識の経年変化や男女の比較、また配偶者暴力防止法における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力の実態の把握を行うことを目的としている。

【沿革】 平成11年から3年周期で実施されてきた。

【調査の構成】 1－男女間における暴力に関する調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施翌年の3月、詳細：調査実施翌年の4月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－男女間における暴力に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000/9,600,000 （配布）郵送 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）報告時点 （系統）内閣府－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として3年） （実施期日）平成23年10月～11月

【調査事項】 1. 配偶者からの暴力被害について、2. 交際相手からの暴力被害について等

【調査名】 国民年金被保険者実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月4日

【実施機関】 厚生労働省年金局事業企画課調査室

【目的】 国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する認識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和62年に開始された。

【調査の構成】 1－国民年金被保険者実態調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成24年10月、詳細：平成24年12月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更、調査の実施期間の約1か月前倒し及び公表時期の早期化。

※

【調査票名】 1－国民年金被保険者実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災により、調査の回答が困難と考えられるため、岩手県、宮城県及び福島県を調査の対象から除外する。）

（単位）個人 （属性）平成23年3月31日現在において国民年金第1号被保険者であった者 （抽出枠）国民年金被保険者ファイル

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）60,000/20,000,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日時点（一部調査事項については、平成23年3月31日現在、22年4月から23年3月までの期間、報告者が20歳であった時点から調査日時点までの期間） （系統）調査票の配布：厚生労働省－日本年金機構－報告者、調査票の回収：報告者－厚生労働省

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 就業及び就学の状況、2. 世帯の状況（消費支出額、生命保険支出額等）、3. 国民年金に関する納付状況、4. 国民年金に関する意識



【調査名】 安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月5日

【実施機関】 法務省法務総合研究所研究部

【目的】 犯罪被害の実態（暗数）及び治安に対する国民の意識等を調査し、我が国における犯罪被害実態等を把握するとともに、共通の調査項目を用いて諸外国で実施される国際犯罪被害実態（暗数）調査との比較を行う。

【沿革】 本調査は、平成11年度に開始し、4年周期の調査として実施しているものであり、今回が4回目の調査である。平成23年に、調査対象にとって分かりやすい調査とするため、調査の名称が「犯罪被害実態（暗数）調査」から「安全・安心な社会づくりのための基礎調査（犯罪被害実態（暗数）調査）」に変更されるとともに、調査方法について従前の調査員調査から郵送調査に変更された。

【調査の構成】 1－安全・安心な社会づくりのための基礎調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成24年11月、詳細：平成25年3月）

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、調査事項等の一部変更。

※

【調査票名】 1－安全・安心な社会づくりのための基礎調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）年齢16歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000／109,830,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成19年1月～24年3月 （系統）法務省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）4年 （実施期日）平成24年1月上旬～2月中旬

【調査事項】 1. 居住地域の安全度、2. 各種犯罪被害（世帯犯罪被害、個人犯罪被害）の有無、3. 犯罪被害の実情、4. 犯罪被害の捜査機関への届出に関する事項、5. 捜査機関の対応に対する満足度、6. 薬物の問題に関する事項、7. 量刑に関する意見、8. 住宅の防犯設備、9. 年齢、性別、就業状況等、報告者の属する世帯の状況

【調査名】 雇用均等基本調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月5日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

【目的】 本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和61年度に「女子雇用管理調査」として調査を開始して以来、平成18年度（昭和63年度から「女子雇用管理基本調査」、平成9年度から「女性雇用管理基本調査」に名称変更）まで、主要産業における女性労働者の雇用管理の実態等を総合的に把握することを目的として毎年実施していたが、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）の改正（平成19年4月施行）に伴い、平成19年度から、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握するための調査として、「雇用均等基本調査」に名称変更して毎年実施されている。また、本調査は、昭和61年度の調査開始以来、3つのテーマ（1）企業を対象とした女性雇用管理の実施状況、（2）事業所を対象とした育児・介護休業制度等の実施状況、（3）事業所を対象とした母性保護等の実施状況を年次ローテーション方式により実施された。しかし、平成21年度の調査実施に当たり、ポジティブ・アクションの取組企業割合が女性の継続就業や能力開発支援策の目標値として、また、育児休業取得率が仕事と家庭の両立支援策の目標値として掲げられたことから、これら施策の目標達成年次までの実態を毎年把握することが求められた。その結果、従前の年次ローテーションによる調査体系の見直しを行い、ポジティブ・アクションの取組状況を毎年把握する企業調査と、育児休業の取得状況を毎年把握する事業所調査が同時に実施されることとなった。

【調査の構成】 1－企業票 2－事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の翌年7月、詳細：調査実施年の翌年12月）

【備考】 今回の変更は、調査項目のうち周期的に把握する項目を一部変更、調査実施期間を例年どおりに変更及び標本設計に係るサンプルフレームの変更。また、調査の周期については、前回の承認の際に、調査計画等の再検討のため、1回限りとされたが、今回の承認で毎年とされた。なお、東日本大震災に伴う計画変更については、以下の調査計画を基本としながらも、津波などの影響を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）については、当分の間、調査を行わず、集計からも除外される。

※

【調査票名】 1－企業票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を10人以上雇用している民営企業。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6, 000 / 400, 000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (一部の項目については、調査実施前年の4月1日～調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前年の4月1日～調査実施年10月1日までの約1年半の実績) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 企業の属性に関する事項 (1) 企業の名称及び所在地、(2) 主な事業内容又は主要製品、(3) 常用労働者数、(4) 労働組合の有無、2. 女性の雇用管理に関する事項 (1) 部門別の配置状況、(2) 役職別の登用状況、(3) 女性の管理職が少ない又はいない理由、(4) ポジティブ・アクション (女性の活躍推進) の取組の有無、(5) ポジティブ・アクションを推進することが必要と考える理由、効果があったと思われる事項、(6) ポジティブ・アクションの取組状況、取組事項又は取組予定の有無、(7) ポジティブ・アクションに取り組まない理由、(8) 女性の活躍を推進する上での問題点、(9) セクシュアルハラスメントに関する方針を従業員への周知のための取組事項、(10) セクシュアルハラスメントに関する相談・苦情対応窓口の設置状況、(11) セクシュアルハラスメントに関する相談・苦情対応窓口の担当者の性別、(12) セクシュアルハラスメントの相談実績又は事案の有無、対応状況、(13) セクシュアルハラスメントが起こった場合の対応として難しいと感じる事項 (注) 上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1 (1) ～ (4)、2 (4)・(7) (8)

※

【調査票名】 2－事業所票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を5人以上雇用している民営事業所。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業 (ただし、生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業 (他に分類されないもの) (外国公務を除く。）」 (抽出枠) 事業所母集団データベース

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 6, 000 / 1, 400, 000 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 毎年10月1日現在 (一部の項目については、調査実施前年の4月1日～調査実施年3月31日までの1年間の実績、又は調査実施前年の4月1日～調査実施年10月1日までの約1年半の実績) (系統) 厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 事業所の属性に関する事項 (1) 事業所の名称及び所在地、(2) 主な事業内容又は主要製品、(3) 常用労働者数、(4) 労働組合の有無、2. 育児休業制度等に関する事項 (1) 出産者の有無、出産者数及び女性育児休業者数、うち有期契約労働者数、(2) 配偶者出産者の有無、配偶者出産者数及び男性育児休業者数、うち有期契約労働

者数、(3) 育児のための所定労働時間の短縮措置制度の有無、内容、最長取得期間、(4) 育児短時間勤務制度の短縮時間分の賃金の取扱い、(5) 介護休暇制度の規定の有無、取得日数制限の有無、取得可能日数、(6) 介護休暇制度の対象となる家族、(7) 介護休暇を取得した場合の賃金の取扱い、(8) 介護休暇取得期間別取得者数、(9) 配偶者出産休暇制度の規定の有無、最長取得期間、(10) 配偶者出産休暇を取得した場合の賃金の取扱い、(11) 配偶者出産休暇制度利用者数、(12) 育児休業制度及び介護休暇制度の対象労働者、(13) 再雇用制度の規定の有無、3. 短時間正社員制度に関する事項（短時間正社員制度の規定の有無）（注）上記のうち、毎年度継続して把握する調査事項は、1（1）～（4）、2（1）・（2）（ただし、有期労働者数は除く。）（3）及び3。

【調査名】 農業・農村の6次産業化総合調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月5日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室

【目的】 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査票：農業者等による農産物の販売戦略により農業所得そのものの増大をもたらす取組を2010年世界農林業センサス結果を基に総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保の状況及び第2次・第3次産業事業者との連携等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。

6次産業化業態別調査票：農業者等による農業生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を2010年世界農林業センサス結果を基に総合的に調査し、取組に伴う所得向上、雇用確保の状況、再生可能エネルギーの利用実態及び第2次・第3次産業事業者との連携によるイノベーション（農産物の新しい活用技術の創造）等の状況を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備するために実施する。

【沿革】 平成23年度から調査を開始した。

【調査の構成】 1－農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査票 2－6次産業化業態別調査票（農業経営体用） 3－6次産業化業態別調査票（農産物直売所用） 4－6次産業化業態別調査票（農産加工場用）

【公表】 インターネット及び印刷物（「農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査票」概要：調査実施年の翌年2月下旬（平成23年度調査は平成24年5月下旬）、詳細：調査実施年の翌年6月下旬（平成23年度調査は平成24年8月下旬）、「6次産業化業態別調査票」概要：平成24年5月下旬、詳細：平成24年8月下旬）

※

【調査票名】 1－農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農産物の直接販売を行っている農業経営体（抽出枠）  
2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,879/583,953 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年4月1日～3月31日（系統）  
農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年10月上旬～11月下旬（平成23年度調査については、12月上旬～1月下旬とする。）

【調査事項】 1. 農業経営体の概要（家族経営・法人等の区分）、2. 農産物の直接販売の開始時期・契機、3. 農産物の販売状況（販売先別販売金額、販売先別品目分類別販売金額割合及び販売先別直接販売の状況）、4. 農産物の直接販売における制度・事業等の利用状況、5. 農業経営における男女別、年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、6. 5年前と比較した販売金額等の変化割合、7. 収益向上へ向けた実施期間別取組状況及び課題

※

【調査票名】 2－6次産業化業態別調査票（農業経営体用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）1. 2010年世界農林業センサス（農

林業経営体調査)において把握した農業生産関連事業を行っている農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」を営んでいる農業経営体、2. 2010年世界農林業センサス(農山村地域調査)において把握した農産物直売所(農業経営体を対象) (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 57,717 (配布) 郵送・職員 (収集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 平成22年度(平成22年4月1日～23年3月31日)の1年間(ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月上旬～24年1月下旬

【調査事項】 1. 共通 (1) 農業生産関連事業の取組状況、(2) 農業経営体の概要(家族経営・法人等の区分、農産物の品目別販売金額割合及び農業生産関連事業別販売金額)、(3) 農業経営における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、(4) 5年前と比較した従事者数の変化割合、2. 農産物の加工 (1) 農産物加工の開始時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 利用施設の状況及び営業期間、(4) 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、(5) 加工原料の仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合) 等、3. 観光農園 (1) 観光農園の開業時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 農園面積、営業期間及び利用者数、(4) 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、(5) 取扱品目及び主とする品目 等、4. 農家民宿 (1) 農家民宿の開業時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 農家民宿の規模、営業期間及び宿泊者数、(4) 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、(5) 食事の原料の仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合) 等、5. 農家レストラン (1) 農家レストランの開業時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 農家レストランの規模、営業期間及び利用者数、(4) 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、(5) 食事の原料の仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合) 等、6. 農産物直売所 (1) 農産物直売所の開設時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 農産物直売所の施設形態、面積及び営業期間、(4) 農産物直売所における購入者数、(5) 他の農家等からの出荷物の有無、出荷農家数及び販売手数料率 等、7. 海外への輸出 (1) 海外への輸出の開始時期・契機、(2) 事業開始における指導・アドバイス等の状況、(3) 海外への輸出における制度・事業等の利用状況、(4) 取組の組織単位及び業務内容、(5) 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢 等、8. 収益向上へ向けた取組状況 (1) 収益向上へ向けた実施時期別取組状況及び課題、(2) 他産業との連携の状況、9. 再生可能エネルギー施設の設置状況及び出力能力

※

【調査票名】 3－6次産業化業態別調査票(農産物直売所用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農産物直売所 (属性) 2010年世界農林業センサス(農山村地域調査)において把握した農産物直売所(農業経営体以外) (抽出枠) 201

0年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 5, 7 5 9 (配布) 郵送・職員 (取集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 平成22年度(平成22年4月1日～23年3月31日)の1年間(ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月上旬～24年1月下旬

【調査事項】 1. 農産物直売所の概要(運営主体、開設時期、目的、事業開設における指導・アドバイス等の状況、施設形態、面積、営業期間、購入者数、地域別参加農家数及び販売手数料率)、2. 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、3. 農産物直売所における販売状況(品目別販売金額、品目別産地別販売金額割合、提供先別計画栽培の有無及び販売地域別販売金額割合)、4. 農産物直売所における制度・事業等の利用状況、5. 農産物直売所における男女別、年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、6. 5年前と比較した販売金額等の変化割合、7. 収益向上へ向けた実施時期別取組状況及び課題、8. 他産業との連携の状況、9. 再生可能エネルギー施設の設置状況及び出力能力

※

【調査票名】 4－6次産業化業態別調査票(農産加工場用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業協同組合等 (属性) 農産加工場を運営する農業協同組合等 (抽出枠) 農協等からの情報収集により作成した母集団名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1, 0 2 5 (配布) 郵送・職員 (取集) 郵送・職員 (記入) 併用 (把握時) 平成22年度(平成22年4月1日～23年3月31日)の1年間(ただし、上記期間で記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間) (系統) 農林水産省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年12月上旬～24年1月下旬

【調査事項】 1. 農産加工場の概要(運営主体、開始時期、目的、事業開始における指導・アドバイス等の状況、施設形態、面積及び稼働期間)、2. 経営方針の決定方法、決定者の性別及び平均年齢、3. 農産加工場における仕入状況(品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合)、4. 農産加工品の年間販売金額、5. 生産した加工品名、主な原料、販売金額割合、6. 農産加工品の販売状況(販売先別販売金額割合、契約生産の有無及び販売地域別販売金額割合)、7. 農産加工場における制度・事業等の利用状況、8. 農産加工場における男女別、年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃、9. 5年前と比較した販売金額等の変化割合、10. 収益向上へ向けた実施時期別取組状況及び課題、11. 他産業との連携の状況、12. 再生可能エネルギー施設の設置状況及び出力能力

【調査名】 家内労働等実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月10日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課

【目的】 本調査は、全国の家内労働者の労働条件及び委託者の委託条件等家内労働の実態を把握し、家内労働対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和46年から以下のとおり調査周期や調査対象の変更等の変遷を経て、実施しているものである。平成6年度までは、西暦の奇数年は委託者と家内労働者の両者を対象に、偶数年は家内労働者のみを対象として実施。平成7年度からは、委託者と家内労働者を毎年交互に実施。平成13年度は在宅就業者を対象に実施し、平成14年度から委託者、家内労働者及び在宅就業者を対象とするそれぞれの調査を3年のローテーションで実施。なお、平成19年度から21年度は、調査を休止し、調査のサイクル及び調査内容等調査全体について検討。

【調査の構成】 1－委託者票 2－家内労働者票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：平成24年2月、詳細：平成24年3月）

【備考】 今回の変更は、委託者及び家内労働者対象の2調査を同時に実施するとともに、調査周期を3年周期に変更。併せて、委託者票及び家内労働者票に係る調査事項の一部変更。また、東日本大震災に伴う計画変更については、以下の調査計画を基本としながらも、津波などの影響を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）については、当分の間、調査を行わず、集計からも除外される。

※

【調査票名】 1－委託者票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）次の事業の種類に属し、家内労働法第2条第3項に規定する委託者。1. 食料品製造業、2. 繊維工業、3. 木材・木製品、家具・装備品製造業、4. 紙・紙加工品製造業、5. 印刷・同関連及び出版業、6. ゴム製品製造業、7. 皮革製品製造業、8. 窯業・土石製品製造業、9. 金属製品製造業、10. 電子部品・デバイス製造業、11. 電気機械器具製造業、12. 情報通信機械器具製造業、13. 機械器具等製造業、14. その他（雑貨等）（抽出枠）平成22年度家内労働概況調査における委託者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,600/10,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月30日現在 （系統）厚生労働省一都道府県労働局一報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 営業所に関する事項（1）営業所の名称、（2）営業所の所在地、（3）営業所の主な事業の内容、（4）営業所で家内労働者に委託している主な業務の内容、（5）営業所の常用雇用者数、（6）営業所が常時委託している家内労働者数、2. 委託理由及び委託する仕事量の変動（1）家内労働者に仕事を委託している主な理由、（2）家内労働者に委託している仕事量の1年前と比べた増減及びその主な理由、（3）今後1年間における家内労働者に委託する仕事量の増減及びその主な理由、3. 委託及び募集等の方法（1）家内労働者に仕事を委託するときの契約方法、（2）不良品の取扱いに関する取決めの有



無及び不良品が生じた場合の対応、(3) 新規に委託する家内労働者の募集方法、4. 工賃の改定状況、工賃決定の要素及び工賃以外の経済的な援助の状況 (1) 現在の工賃の決定時期、(2) 家内労働者に支払う工賃の決定に際して重視する事項、(3) 過去1年間における工賃以外の経済的な援助の有無及びその内容並びに援助金額、5. 安全衛生 (1) 危険有害業務を伴う作業の委託の有無、(2) 委託した危険有害業務の具体的な業務内容、(3) 委託した危険有害業務に対する具体的な安全衛生対策

※

【調査票名】 2－家内労働者票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 家内労働者 (属性) 次の事業の種類に属し、家内労働法第2条第3項に規定する委託者から業務の委託を受けている、家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者。1. 食料品製造業、2. 繊維工業、3. 木材・木製品、家具・装備品製造業、4. 紙・紙加工品製造業、5. 印刷・同関連及び出版業、6. ゴム製品製造業、7. 皮革製品製造業、8. 窯業・土石製品製造業、9. 金属製品製造業、10. 電子部品・デバイス製造業、11. 電気機械器具製造業、12. 情報通信機械器具製造業、13. 機械器具等製造業、14. その他(雑貨等) (抽出枠) 委託者票の調査対象となった委託者から業務委託を受けている家内労働者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 4,400/136,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年9月30日現在 (系統) 調査票の配布: 厚生労働省－都道府県労働局－家内労働等実態調査委託者調査の対象営業所－報告者、調査票の回収: 報告者－都道府県労働局－厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 家内労働者に関する一般的事項 (1) 性別、年齢、(2) 現在までの家内労働従事期間、(3) 取り扱っている製品の種類、具体的な製品(部品)及び作業内容、(4) 世帯主(主たる家計維持者)との関係、(5) 世帯主本人の就業形態、(6) 家内労働者が「世帯主の配偶者」の場合の世帯主の職業及び月収額、2. 就業日数、時間等 (1) 1か月の就業日数、1日の平均就業時間、(2) 1年前の仕事量との変動状況及びそのうち減少理由、3. 工賃等 (1) 1か月の工賃額、(2) 1か月の必要経費額、(3) 工賃の支払場所及び支払時期、4. 受託関係 (1) 原材料、加工品(製品)の受渡場所、(2) 委託契約の方法、5. 安全衛生等 (1) 職場における機械類、原料・材料の使用の有無及び使用状況、(2) 機械類、原料・材料の使用上の危害防止措置の取組状況及び修得方法、(3) 過去1年間の健康診断の受診状況及び未受診理由、(4) 委託者からの健康診断の受診に対する指導の有無、(5) 過去2年間の家内労働における負傷、疾病の状況、6. 家内労働者の就業意識等 (1) 家内労働に従事する理由、(2) 家内労働を選んだ理由、(3) 家内労働以外の仕事の有無及び家内労働を始める直前の就業状況、(4) 家内労働をする上で困っていることの有無及び内容、(5) 現在の家内労働の継続意思及び今後の就業希望

**【調査名】 全国母子世帯等調査（平成23年承認）**

**【承認年月日】** 平成23年8月12日

**【実施機関】** 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

**【目的】** 本調査は、全国の父のいない児童が、その母によって養育されている世帯、母のいない児童が、その父によって養育されている世帯、父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯の生活の実態を把握し、これらの母子世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

**【沿革】** 本調査は、昭和27年に開始され、以後おおむね5年周期で実施されている。なお、昭和58年までは、抽出枠として厚生行政基礎調査（指定統計第69号、昭和61年中止）を用いていたが、同調査等4調査を統合し、新たな調査となった「国民生活基礎調査」（昭和61年、指定統計第116号）が大規模調査（3年毎）と簡易調査（中間2ヵ年）とで構成されており、簡易調査にあたっては、調査区数が少なく抽出枠として使用できないため、本調査の昭和63年調査からは、国勢調査（指定統計第1号）を調査区の抽出枠としている。

**【調査の構成】** 1－全国母子世帯等調査調査票（母子世帯用） 2－全国母子世帯等調査調査票（父子世帯用） 3－全国母子世帯等調査調査票（養育者世帯用）

**【公表】** インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年6月）

**【備考】** 今回の変更は、父子世帯用及び養育者世帯用調査票に係る報告者数の増加、全ての調査票に係る調査事項の一部変更。なお、以下の調査計画を基本としながら、東日本大震災により津波などの影響を受けた地域については、平成23年度調査に限っては、調査を行わないことが検討されている。

※

**【調査票名】** 1－全国母子世帯等調査調査票（母子世帯用）

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）世帯 （属性）20歳未満の児童のいる母子世帯（抽出枠）  
平成17年国勢調査により設定された調査区

**【調査方法】** （選定）無作為抽出 （客体数）2,390/1,038,000 （配布）調査員（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）配布：厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－調査員－報告者、回収：報告者－福祉事務所－厚生労働省

**【周期・期日】** （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月15日

**【調査事項】** 1. 世帯の状況、2. 住居・仕事・子どもの状況、3. 福祉関係の公的制度の利用状況、4. 困っていること、5. 相談相手 等

※

**【調査票名】** 2－全国母子世帯等調査調査票（父子世帯用）

**【調査対象】** （地域）全国 （単位）世帯 （属性）20歳未満の児童のいる父子世帯（抽出枠）  
平成17年国勢調査により設定された調査区

**【調査方法】** （選定）無作為抽出 （客体数）775/54,000 （配布）調査員（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）配布：厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－調査員－報告者、回収：報告者－福祉事務所－厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年11月1日～11月15日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 住居・仕事・子どもの状況、3. 福祉関係の公的制度の利用状況、4. 困っていること、5. 相談相手 等

※

【調査票名】 3－全国母子世帯等調査調査票（養育者世帯用）

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 20歳未満の児童のいる養育者世帯 (抽出枠) 平成17年国勢調査により設定された調査区

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 86/29,000 (配布) 調査員 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年11月1日現在 (系統) 配布：厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－調査員－報告者、回収：報告者－福祉事務所－厚生労働省

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年11月1日～11月15日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 住居・仕事・子どもの状況、3. 福祉関係の公的制度の利用状況、4. 困っていること、5. 相談相手 等

【調査名】 能力開発基本調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月12日

【実施機関】 厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室

【目的】 本調査は、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を正社員・正社員以外別に明らかにし、職業能力開発行政に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年から17年まで厚生労働省から委託された民間事業者が企画・実施する民間調査としておこなわれていたが、「職業能力開発促進法及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年5月参議院厚生労働委員会及び平成18年6月衆議院厚生労働委員会）において、職場における非正規労働者に対する能力開発の実態を把握することとされたことを踏まえ、能力開発行政のための基礎資料として精度の高い結果を得るため、平成18年からは、厚生労働省が企画する調査として、毎年実施しているものである。

【調査の構成】 1－能力開発基本調査（企業票） 2－能力開発基本調査（事業所票） 3－能力開発基本調査（個人票）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年3月）

【備考】 今回の変更は、調査全体として、従来の郵送調査にオンライン調査を追加及び標本設計に係るサンプルフレームを変更。また、調査事項については、企業票及び個人票は変更なし、事業所票について調査項目を追加。なお、東日本大震災に伴う計画変更については、以下の調査計画を基本としながらも、津波などの影響を受けた地域（岩手県、宮城県及び福島県）については、当分の間、調査を行わず、集計からも除外される。併せて、今回は調査開始時期を1か月遅らせて実施。

※

【調査票名】 1－能力開発基本調査（企業票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営企業。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）7,100/148,000（配布）郵送（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績、調査実施前年度を含む過去3年度の実績及び調査実施年度を含む今後3年度の見込み）（系統）厚生労働省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年10月1日～12月2日

【調査事項】 1. 企業の概要について（企業全体の常用労働者数）、2. OFF-JT及び自己啓

発支援に支出した費用について、3. 能力開発の方向付けについて、4. 能力開発の実績・見込みについて

※

【調査票名】 2－能力開発基本調査（事業所票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,700/228,000 （配布）郵送 （収集）調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績）（系統）調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－調査員－民間事業者－厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～11月19日

【調査事項】 1. 事業所の概要について（1）企業全体の常用労働者数、（2）事業所の常用労働者数、（3）事業所の離職者数、（4）雇用管理制度の導入状況、2. 教育訓練の実施に関する事項について（1）OFF-JTの実施状況、（2）実施したOFF-JTの教育訓練機関の種類、（3）計画的なOJTの実施状況、3. 人材育成について（1）人材育成に関する問題点、（2）正社員登用の状況、正社員登用しなかった理由及び正社員登用の条件、（3）ジョブ・カードの認知状況及び活用状況並びにジョブ・カード様式のメリット、（4）キャリア形成助成金制度の認知状況及び活用状況、4. 労働者のキャリア形成支援について（1）労働者に求める能力の周知状況、（2）教育訓練や自己啓発に関する労働者の希望の把握状況、（3）教育訓練休暇制度の導入状況、（4）キャリア・コンサルティング制度の導入状況、（5）労働者に対する自己啓発への支援の内容、（6）労働者に対する職業生活設計を考える場の提供方法、5. 労働者の職業能力評価について（1）職業能力評価の実施状況、（2）職業能力評価における資格の利用状況、（3）資格を受験する労働者に対する費用補助の状況、（4）職業能力評価の活用状況、（5）職業能力評価の取組における問題点、（6）職業能力評価基準のメリットについて、6. 厚生労働省が実施する技能検定制度について（1）技能検定の認知状況、（2）技能検定の利点について、（3）技能検定の問題点について、7. 技能の継承について（1）技能継承の問題の有無、（2）技能継承の取組状況

※

【調査票名】 3－能力開発基本調査（個人票）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属し、常用労働者を30人以上雇用している民営事業所に雇用されている常用労働者。「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸

売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」（抽出枠）事業所票の調査対象事業所

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）25,600/19,891,000 （配布）調査員 （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（一部の項目については、調査実施前年度の1年間の実績） （系統）調査票の配布：厚生労働省－民間事業者－調査員－調査対象事業所－報告者、調査票の回収：報告者－民間事業者－厚生労働省

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月13日～11月30日

【調査事項】 1. 労働者の属性について（1）性別、（2）年齢、（3）就業状態、（4）最終学歴、（5）雇用形態、（6）勤続年数、（7）業務、（8）役職、（9）1週間の就業時間、2. 会社を通して受講した教育訓練について（1）求められている能力の周知状況、（2）OFF-JTの受講状況、（3）受講したOFF-JTの内容、（4）受講したOFF-JTの延べ受講時間、（5）受講したOFF-JTの教育訓練機関の種類、（6）受講したOFF-JTの役立ち度、（7）部下、同僚、仕事仲間に対しての指導状況及び上司、同僚、仕事仲間からの指導状況、（8）上司、同僚、仕事仲間からの指導等の役立ち度、3. 自己啓発について（1）自己啓発の実施状況、（2）自己啓発の実施内容、（3）自己啓発の実施時間、（4）自己啓発の自己負担費用、（5）自己啓発の費用補助の状況、（6）自己啓発の費用補助額、（7）自己啓発の業務における役立ち度、（8）自己啓発を行った理由、（9）社外で実施する自己啓発に対する職場の協力状況、（10）自己啓発の問題点、4. 職業能力の客観評価について（1）検定試験の受験状況及び今後の受験予定、（2）受験した検定試験の内容、（3）検定試験を利用する理由、（4）検定試験を利用しない理由、5. これからの職業生活設計について（1）職業生活設計に対する考え方、（2）キャリア・コンサルティングの利用状況及び今後の利用予定、（3）教育訓練休暇制度の有無、（4）教育訓練休暇制度及び利用状況及び今後の利用予定、（5）キャリア形成に向けた取組に対する考え方

【調査名】 産業廃棄物処理業実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年8月12日

【実施機関】 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

【目的】 産業廃棄物処理業者について、売上げ及び他業種との兼業状況、産業廃棄物の処理状況、産業廃棄物処理業の活性化に向けた取組等、産業廃棄物処理業の実態を包括的に把握し、今後の産業廃棄物処理行政の対策推進における基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－産業廃棄物処理業実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成24年1月、詳細：平成24年2月）

※

【調査票名】 1－産業廃棄物処理業実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）都道府県知事（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の政令市にあつては市長）から産業廃棄物処理業の許可（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業（中間処理、最終処分））を受けて事業を行う産業廃棄物処理業者（抽出枠）環境省産業廃棄物処理業者情報検索システムの統計情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,308/127,616 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年度（4月1日～3月31日）（一部の項目については、平成21年度（4月1日～3月31日）） （系統）環境省－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月1日～10月17日

【調査事項】 1. 許可番号、会社名及び所在地、2. 経営組織及び資本金額、3. 産廃処理業の事業区分、4. 総事業売上高、5. 産廃処理業の年間売上高の契約先産業別割合、6. 産業廃棄物の年間受託量、7. 従業者数、8. 産廃処理業の営業強化策

○一般統計調査の中止

【調査名】 バイオ産業創造基礎調査（平成22年承認）

【通知年月日】 平成23年8月15日

【実施機関】 経済産業省製造産業局生物化学産業課

【目的】 バイオテクノロジー産業の市場規模を把握することにより、今後のバイオテクノロジー産業の振興に係る基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省との連携・協力の下、経済産業省が平成12年度から毎年度実施してきたが、平成22年度調査を最後に中止された。

【備考】 [中止理由] 近年の技術発展に伴い、バイオテクノロジーは様々な産業で一般的に利用されるようになり、バイオテクノロジー利用の有無を確認する政策的意義が薄れたこと、また、バイオテクノロジーの利用が一般的になったことにより、逆にバイオテクノロジーを活用した製品等の捕捉が困難になったこと等により、本調査を中止することとした。



## ○届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 都内企業求人充足状況等調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月1日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部就業推進課

【目的】 新卒者の就職状況は極めて厳しい状況にあり、その要因の一つとして、学生の大企業志向によるミスマッチが挙げられているが、採用意欲が高い中小企業等の求人動向について求人充足状況等といった詳細が把握できていない。そこで、都内企業の求人動向の実態を調査・分析することにより、都内の新卒者雇用の現状を把握することで、今後の若年者雇用就業施策立案につなげていく。

【調査の構成】 1－都内企業求人充足状況等調査 調査票

※

【調査票名】 1－都内企業求人充足状況等調査 調査票

【調査対象】 (地域) 東京都全域（島しょを除く。） (単位) 事業所 (属性) 日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の13業種に属する事業所（単独事業所及び本所のみ）のうち、従業員数6人以上のもの（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 19,500/115,757 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年7月1日現在 (系統) 東京都－民間事業者－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年8月8日～8月19日

【調査事項】 1. 企業基本情報、2. 人材確保状況、3. 採用方法、4. 採用に関する企業意識、5. 若年社員の状況 等

【調査名】 長野県労働条件等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月1日

【実施機関】 長野県商工労働部労働雇用課

【目的】 長野県内民営企業に雇用される常用労働者の労働条件等についてその実態を把握し、労働行政の基礎資料として施策に反映する。

【調査の構成】 1－長野県労働条件等実態調査票

※

【調査票名】 1－長野県労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所（ただし、本社（本店）及び単独事業所のみ）（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/39,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）長野県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年9月26日～10月21日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 労働時間制度、3. 休日・休暇制度、4. 各種休業制度（育児休業、介護休業、子の看護休業、配偶者の出産休暇）の導入状況、5. メンタルヘルス（心の健康）の保持・増進への取組、6. 定年制度、7. 退職金制度、8. 福利厚生制度、9. 若年者雇用、10. その他

【調査名】 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出区分に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月2日

【実施機関】 神戸市環境局事業系廃棄物対策室

【目的】 事業系ごみの排出区分見直しのための基礎資料を得るため。

【調査の構成】 1－事業系ごみ（一般廃棄物）の排出区分に関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－事業系ごみ（一般廃棄物）の排出区分に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）事業所 （属性）神戸市内事業所 （抽出枠）「神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例」に基づき事業所名簿及び神戸市環境共栄事業協同組合が所有する契約事業所名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/70,000 （配布）郵送、その他 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）大規模事業所：神戸市一報告者、小規模事業所：神戸市一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月12日～9月14日

【調査事項】 1. 事業所概要、2. 現在排出しているごみの種類・排出方法

【調査名】 障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月3日

【実施機関】 東京都スポーツ振興局スポーツ事業部調整課

【目的】 本調査は、障害者のスポーツや運動に関する実施状況・要望等を把握し、中長期計画を策定する上での基礎資料を得ることを目的として実施する。

【調査の構成】 1－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（身体障害者） 2－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（知的障害者） 3－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（精神障害者）

※

【調査票名】 1－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（身体障害者）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）東京都内に居住する15歳以上の身体障害のある者で、都内の障害者福祉施設等の入所、通所、利用者（抽出枠）東京都作成の身体障害者対象者名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,350/575,269（配布）障害者福祉施設等経由（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）調査票の配布：東京都－民間事業者－障害者福祉施設等－報告者、調査票の提出：報告者－民間事業者－東京都

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年8月初旬～9月2日

【調査事項】 1. 性別、年齢、障害の程度、移動や外出時の状況、2. スポーツや運動の実施状況、3. スポーツや運動に関する要望

※

【調査票名】 2－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（知的障害者）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）東京都内に居住する15歳以上の知的障害のある者で、都内の障害者福祉施設等の入所、通所、利用者（抽出枠）東京都作成の知的障害者対象者名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）200/575,269（配布）障害者福祉施設等経由（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）調査票の配布：東京都－民間事業者－障害者福祉施設等－報告者、調査票の提出：報告者－民間事業者－東京都

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年8月初旬～9月2日

【調査事項】 1. 性別、年齢、障害の程度、移動や外出時の状況、2. スポーツや運動の実施状況、3. スポーツや運動に関する要望

※

【調査票名】 3－障害のある人のスポーツ・運動に関する実態調査 調査票（精神障害者）

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）個人 （属性）東京都内に居住する15歳以上の精神障害のある者で、都内の障害者福祉施設等の入所、通所、利用者（抽出枠）東京都作成の精神障害者対象者名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）170/575,269（配布）障害者福祉施設等経由（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）調査票の

配布：東京都－民間事業者－障害者福祉施設等－報告者、調査票の提出：報告者－民間事業者－東京都

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月初旬～9月2日

【調査事項】 1. 性別、年齢、障害の程度、移動や外出時の状況、2. スポーツや運動の実施状況、  
3. スポーツや運動に関する要望

【調査名】 事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月3日

【実施機関】 佐賀県健康福祉本部健康増進課

【目的】 佐賀県内事業所及び公共施設等の受動喫煙防止対策に関する意識及び取組状況の推移を調査・分析することにより、今後の禁煙や受動喫煙防止対策が更に効果的に推進されるための基礎資料を得るとともに、健康プランの健康指標の把握・評価及び推進のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1－事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査票（その1） 2－事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査票（その2）

※

【調査票名】 1－事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査票（その1）

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）事業所及び官公庁 （属性）民営事業所（農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業を除く。）、官公庁（抽出枠）タウンページ等の情報から抽出した前回の平成18年度調査名簿を基に、電話帳、ホームページ等で情報を更新した事業所名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）佐賀県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月末日

【調査事項】 1. 事業所等の概要、2. 従業員等の喫煙習慣の状況、3. 受動喫煙防止状況、4. 今後の取組等

※

【調査票名】 2－事業所及び公共施設等における受動喫煙防止対策に関するアンケート調査票（その2）

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位）事業所及び官公庁 （属性）民営事業所（農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業を除く。）、官公庁（抽出枠）タウンページ等の情報から抽出した前回の平成18年度調査名簿を基に、電話帳、ホームページ等で情報を更新した事業所名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在 （系統）佐賀県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月末日

【調査事項】 施設従業員以外の者が利用する施設における受動喫煙防止の状況

【調査名】 福井県観光満足度調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月8日

【実施機関】 福井県観光営業部観光振興課

【目的】 福井県内の主要観光地における来訪者の属性や形態、動向を把握し、本県の観光地の魅力向上やリピーターの増加を促進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－福井県観光満足度調査 調査票

※

【調査票名】 1－福井県観光満足度調査 調査票

【調査対象】 （地域）福井県内主要観光地 （単位）個人 （属性）各観光施設来訪者（ただし、福井県外からの来訪者に限る。） （抽出枠）福井県内主要観光地30か所を訪れた県外観光客

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000／4,943,000 （配布）その他 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年9月～12月 （系統）配布：福井県－民間事業者－県内主要観光案内所等－報告者、回収：報告者－民間事業者－福井県

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月中旬～12月中旬

【調査事項】 1. 旅行の形態（同行者）、2. 訪問先、3. 本県への来訪回数、4. 土産購入品等

【調査名】 緊急奈良県貿易実態等調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月8日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部地域産業課

【目的】 奈良県内の製造業における国際取引の実態や海外への進出状況を把握し、今後の産業の振興及び国際経済活動への支援と情報サービスを推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－緊急奈良県貿易実態等調査 アンケート調査票

※

【調査票名】 1－緊急奈良県貿易実態等調査 アンケート調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所及び企業 （属性）主従の業種が日本標準産業分類に掲げる大分類「製造業」に属し、県内に本社、工場を置く事業所・企業（抽出枠）委託先である民間事業者のデータベース

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,951 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計（把握時）平成22年1月～12月 （系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年7月中旬～8月下旬

【調査事項】 1. 事業所・企業の概要、2. 海外取引の有無、3. 海外取引の状況、4. 貿易為替について、5. 海外取引の課題及び貿易自由化について、6. 海外進出の状況、7. 国内取引の状況、8. 東日本大震災による影響等



【調査名】 高齢者の購買動向に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月10日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 都内に居住する高齢者の日常生活における購買行動について調査し、今後の商店街振興施策及び地域商業施策を策定するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－高齢者の購買動向に関する調査 調査票

※

【調査票名】 1－高齢者の購買動向に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。） （単位）個人 （属性）調査基準日現在満65歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／2,589,316 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年8月1日現在 （系統）東京都一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月13日～9月26日

【調査事項】 1. 回答企業の属性（年齢、性別、職業等）、2. 食料品等の買物に関する行動（回数、場所、距離、移動手段等）、3. 商店街の利用状況（利用の有無、満足度、望むサービス等）

【調査名】 東日本大震災に関する事業所アンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月11日

【実施機関】 東京消防庁予防部防火管理課

【目的】 今後の事業所の震災対策等に反映することを目的として実施する。

【調査の構成】 1－東日本大震災に関する事業所アンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－東日本大震災に関する事業所アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（稲城市及び島しょ地域を除く。） （単位）事業所 （属性）小規模事業所（当庁管内全ての事業所から消防法（昭和23年法律第186号）第8条及び火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の3に基づく防火管理者の選任義務を要する事業所並びに消防法第14条の2に基づく予防規程の作成を要する危険物施設を除いた事業所）の事業主及び関係者（抽出枠）平成22年度緊急雇用事業による小規模事業所の実態調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000／432,586（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査事項により、地震発生前、地震発生時（平成23年3月11日）、地震発生後（系統）東京消防庁－民間事業者－報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年9月20日～12月22日

【調査事項】 1. 地震発生に伴う被害状況等について、2. 地震に対する備えについて、3. 地震に対する事前計画について

【調査名】 香川県青少年保護育成条例に関する調査（携帯電話フィルタリングサービスに関する調査）（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月11日

【実施機関】 香川県総務部県民活動・男女共同参画課

【目的】 香川県では、携帯電話によるコミュニティサイトの利用に起因した青少年が犯罪被害に遭う事例が絶えない状況にある。そこで、携帯電話販売代理店等に対しフィルタリングサービスがどの程度実施されているのかなどの調査を行い、検証をすると共に、現状の課題を見極め、他部課による検討結果も鑑み、香川県青少年保護育成条例の一部改正など今後の対応を考えるもの。

【調査の構成】 1－携帯電話フィルタリングサービスに関する調査 調査票

※

【調査票名】 1－携帯電話フィルタリングサービスに関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）香川県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「卸売業、小売業」に属する携帯電話販売店 （抽出枠）警察本部が把握している販売店

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）127 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月1日現在 （系統）香川県－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月12日～8月22日

【調査事項】 1. 使用者は青少年であるか、年齢を聞いて確認しているか、2. インターネット及びフィルタリングを利用している青少年の人数の把握、3. インターネットのリスク、犯罪に巻き込まれること、フィルタリング加入の必要性、フィルタリング方式とその機能を説明しているか、4. 小・中・高校生に推奨しているフィルタリング種別、5. 説明時にパンフレット使用の有無、6. フィルタリング不使用の理由聴取等

【調査名】 県民の運動・スポーツ活動状況に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月15日

【実施機関】 石川県教育委員会スポーツ健康課

【目的】 本調査は、運動・スポーツに関する石川県民の意識を把握し、今後のスポーツ振興施策を進める上での基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－県民の運動・スポーツ活動状況に関するアンケート調査 調査票

※

【調査票名】 1－県民の運動・スポーツ活動状況に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）石川県全域 （単位）個人 （属性）石川県内在住の満20歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/865,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）石川県一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 報告者の属性について（性別、年齢、職業、年収、現住地等）、2. 運動・スポーツに対する考え方や実施状況について、3. スポーツの観戦状況や視聴状況について、4. スポーツにかかわるボランティア活動について、5. 障害者スポーツについて、6. 競技スポーツについて、7. 公共のスポーツ施設について、8. 住んでいる地域について、9. 健康状態や日常生活について

【調査名】 高等技術専門校再構築に係る詳細調査における事業所調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月17日

【実施機関】 千葉県商工労働部産業人材課

【目的】 千葉県では、高等技術専門校において、離職者や新規高卒者等に対して就業に必要な技能や知識の習得を目的とした実践的な職業訓練や、企業の従業員等のスキルアップを図るための職業訓練を実施してきた。今後、効率的・効果的な職業訓練を行うためには、企業等のニーズを把握することが必要なことから、本事業所調査を実施するものである。

【調査の構成】 1－高等技術専門校再構築に係る詳細調査 調査票

※

【調査票名】 1－高等技術専門校再構築に係る詳細調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500/190,000 （配布）郵送 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）調査票の配布：千葉県－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－調査員－民間事業者－千葉県

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月上旬～10月中旬

【調査事項】 1. 業種ごとの不足する常用労働者の充足対策、2. 採用に際し重視したい点、3. 余剰感のある従業員対策、4. 新たな事業の拡大を予定している分野、5. 各職能別の能力向上分野、6. 技能者の育成や技能の継承問題、7. 技能の評価方法、8. 県立高等技術専門校に能力開発を実施して欲しい科目、9. 今後の職業能力開発に関する施策で行政に期待すること

【調査名】 県民歯科疾患実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月19日

【実施機関】 三重県健康福祉部健康づくり室

【目的】 本調査は、三重の健康づくり総合推進事業の一環として、県民の歯科保健の状況を把握し、本県の健康づくり計画「ヘルシーピープルみえ・21」において生活習慣病予防のための具体的な目標値の見直し及び健康づくり施策を展開していくための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－生活習慣とお口の健康に関する調査票 2－歯科疾患実態調査票

※

【調査票名】 1－生活習慣とお口の健康に関する調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）平成23年4月1日現在で三重県内の市町に住民登録をしている、20～24歳、40～44歳、60～64歳、80～84歳の個人 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/1,870,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施期間中の任意の一日現在（一部の項目については、過去の状況） （系統）三重県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月2日～9月15日

【調査事項】 口腔保健に関する生活習慣の状況

※

【調査票名】 2－歯科疾患実態調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）平成23年4月1日現在で三重県内の市町に住民登録をしている、20～24歳、40～44歳、60～64歳、80～84歳の個人 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/1,870,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）調査実施期間中の任意の一日現在 （系統）三重県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月2日～10月23日

【調査事項】 1. 調査対象者の基本属性（性、年齢等）、2. 口腔内の状況（現在歯、喪失歯及びその補綴状況、歯肉の状況）

【調査名】 平成23年度市民意識調査「市民のちから～みんなでまちをつくる」（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月19日

【実施機関】 北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課

【目的】 まちづくりへの参加意識や市民活動への関心度などについて幅広く市民の意識を調査し、今後の事業の参考にするもの。

【調査の構成】 1－市民意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－市民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の市民 （抽出枠）住民基本台帳及び外国人登録台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／813,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査日現在 （系統）配布：北九州市－民間事業者－報告者、回収：報告者－北九州市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月17日～10月11日

【調査事項】 1. NPOでの活動状況、2. 市民センターの利用状況等

【調査名】 農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動に対する企業の意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月22日

【実施機関】 熊本県農林水産部経営局むらづくり課

【目的】 農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動についての意識調査を行い、企業の意向を把握し、今後熊本県が実施を予定している農山漁村におけるCSR活動の推進施策の参考とする。

【調査の構成】 1－農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動に対する企業の意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－農山漁村におけるCSR（企業の社会的責任）活動に対する企業の意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員100人以上又は資本金3000万円以上の事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査の結果名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計（把握時）平成23年7月1日現在 （系統）熊本県一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 従業員数、2. 業種、3. CSR活動の取組の状況（以下、CSR活動を行っている企業に限定）、4. CSR活動に取り組んだ動機、5. CSR活動の内容（以下、農山漁村におけるCSR活動を行っている企業に限定）、6. 農山漁村におけるCSR活動の内容、7. 今後の活動の見通し（拡大、現状維持、縮小、その他）、8. 活動を実施する際に重視した内容（以下、CSR活動を行っていない企業に限定）、9. 今後の実施予定、10. 農山漁村におけるCSR活動についての意向



【調査名】 業界団体・学会に対するイベント・コンベンション等（MICE）実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月25日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 イベント・コンベンション等（MICE）の戦略的な誘致を推進するため、業界団体及び学会に対し、全国会議に関する実態調査を行い、MICE誘致方策「愛知・名古屋MICEアクションプラン」を作成するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－全国会議についてのアンケート（A）（過去3年間に愛知県で全国会議を開催した経験がある団体向け） 2－全国会議についてのアンケート（B）（過去3年間に愛知県で全国会議を開催した経験がない団体向け）

※

【調査票名】 1－全国会議についてのアンケート（A）（過去3年間に愛知県で全国会議を開催した経験がある団体向け）

【調査対象】 （地域）愛知県全域及び東京都全域 （単位）団体 （属性）愛知県内及び東京都の主要業界団体及び学会 （抽出枠）国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト及び学会名鑑

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500／1,634 （配布）郵送 （収集）郵送・その他（電話） （記入）自計 （把握時）平成20年度から22年度までの3年間の実績 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月上旬～11月上旬

【調査事項】 1. 団体名、2. 回答者名、3. 直近に開催した全国会議の概要等、4. 開催候補地の選定理由、5. 愛知県で全国会議を開催した際の評価、6. 地元協力やおもてなしの意向、7. 全国会議の今後の開催予定等

※

【調査票名】 2－全国会議についてのアンケート（B）（過去3年間に愛知県で全国会議を開催した経験がない団体向け）

【調査対象】 （地域）愛知県全域及び東京都全域 （単位）団体 （属性）愛知県内及び東京都の主要業界団体及び学会 （抽出枠）国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト及び学会名鑑

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500／1,634 （配布）郵送 （収集）郵送・その他（電話） （記入）自計 （把握時）平成20年度から22年度までの3年間の実績 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月上旬～11月上旬

【調査事項】 1. 団体名、2. 回答者名、3. 全国会議の実施状況、4. 直近に開催した全国会議の概要等、5. 開催候補地の選定方法等、6. 地元の支援やおもてなしの意向、7. 全国会議の今後の開催予定等

【調査名】 奈良県産業廃棄物実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月29日

【実施機関】 奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課

【目的】 奈良県内に所在する事業所の事業活動に伴って生じる産業廃棄物の量、種類及びこれらの処理・処分等の実態を調査して現状を把握・推計し、将来における産業廃棄物の量及び種類を予測することにより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に定める「廃棄物処理計画（第3次奈良県廃棄物処理計画）」策定のための基礎資料を作成すること。

【調査の構成】 1－産業廃棄物実態調査票 2－廃棄物減量動向に関する意識等調査票

【備考】 本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－産業廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査の結果名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3,000/50,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年4月1日～23年3月31日（系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年9月下旬～平成24年3月16日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 事業内容、3. 廃棄物の発生量・処理量

※

【調査票名】 2－廃棄物減量動向に関する意識等調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査の結果名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）3,000/50,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年4月1日～23年3月31日（系統）奈良県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）5年（実施期日）平成23年9月下旬～平成24年3月16日

【調査事項】 1. 廃棄物減量動向に関する意識

【調査名】 静岡市バス交通計画ガイドライン策定に関する市民アンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 静岡市都市局都市計画部交通政策課

【目的】 本調査は、市民の行動特性、バス交通・バス路線補助に対する意向等を把握し、今後の静岡市のバス交通施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－静岡市バス交通計画ガイドライン策定に関する市民アンケート調査調査票

※

【調査票名】 1－静岡市バス交通計画ガイドライン策定に関する市民アンケート調査調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する16歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,500／618,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）配布：静岡市－民間事業者－報告者、回収：報告者－静岡市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月上旬～11月30日

【調査事項】 1. 生活行動の実態について、2. バス利用の実態について、3. バス交通の満足度について、4. 今後のバス交通のあり方、5. バスサービス改善によるバス利用意向、6. その他、7. 個人属性

【調査名】 全国会議参加者調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 イベント・コンベンション等（MICE）の戦略的な誘致を推進するため、全国会議参加者に対し、愛知県での宿泊状況、満足度、観光意向に関する調査を行い、MICE誘致方策「愛知・名古屋MICEアクションプラン」を作成するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－全国会議 参加者アンケート 調査票

※

【調査票名】 1－全国会議 参加者アンケート 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）名古屋国際会議場で開催される全国会議参加者 （抽出枠）第70回日本癌学会学術総会、第64回日本胸部外科学会定期学術集会、第70回日本矯正歯科学会大会

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）300/12,200 （配布）調査員 （取集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査日現在 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年10月3日～10月20日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 住所、4. 愛知県への訪問回数、5. 宿泊地及び宿泊数、6. 会議の開催環境の満足度、7. 観光意向、8. 訪問先等

【調査名】 産業廃棄物実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 宮崎県環境森林部循環社会推進課

【目的】 宮崎県内の産業廃棄物に関する排出、処理の状況、県境を越えて県内に搬入のあった産業廃棄物の状況を把握し、今後の廃棄物行政の基礎資料とするため。

【調査の構成】 1-産業廃棄物実態調査票（運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業関連）形式-C 2-産業廃棄物実態調査票（建設業関連）形式-E 3-産業廃棄物実態調査票（林業、漁業、鉱業・採石業、砂利採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業関連）形式-F 4-産業廃棄物実態調査票（医療・福祉業関連）形式-H 5-産業廃棄物実態調査票（情報通信業、卸売業、小売業、宿泊・飲食業、教育・学習支援業、複合サービス業、公務関連）形式-L

※

【調査票名】 1-産業廃棄物実態調査票（運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業関連）形式-C

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）運送業、自動車小売業、燃料小売業、自動車整備業の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）50/898 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～翌年の3月31日 （系統）宮崎県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～3月31日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理を行う前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 処理・処分先又は再生利用先の所在地番号、10. 委託中間処理の方法、11. 委託中間処理後の処分の方法、12. 再生利用用途、13. 再生利用・最終処分の場所、14. 再生利用・最終処分先の名称、

※

【調査票名】 2-産業廃棄物実態調査票（建設業関連）形式-E

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）建設業の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）200/6,395 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～翌年の3月31日 （系統）宮崎県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～3月31日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 廃棄物の発生場所、4. 年間の発生量、5. 処理方法、6. 中間処理後の量、7. 処理・処分の方法、8. 処理・処分先又は再生利用先の名称、9. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、10. 処理・処分先又は再生利用先の所在地番号、11. 処理方法、12. 処理後の処分方法、13. 再生利用用途、14. 再生利用・最終処分の場所、15. 再生利用・最終処分先

の名称

※

- 【調査票名】 3－産業廃棄物実態調査票（林業、漁業、鉱業・採石業、砂利採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業関連）形式－F
- 【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）林業、漁業、鉱業・採石業、砂利採取業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）300／3,552 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～翌年の3月31日 （系統）宮崎県－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～3月31日
- 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理を行う前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 処理・処分先又は再生利用先の所在地番号、10. 委託中間処理の方法、11. 委託中間処理後の処分の方法、12. 再生利用用途、13. 再生利用・最終処分の場所、14. 再生利用・最終処分先の名称

※

- 【調査票名】 4－産業廃棄物実態調査票（医療・福祉業関連）形式－H
- 【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）医療・福祉業の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）100／3,842 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～翌年の3月31日 （系統）宮崎県－民間事業者－報告者
- 【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月1日～3月31日
- 【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量（中間処理を行う前の量）、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 処理・処分先又は再生利用先の所在地番号、10. 委託中間処理の方法、11. 委託中間処理後の処分の方法、12. 再生利用用途、13. 再生利用・最終処分の場所、14. 再生利用・最終処分先の名称

※

- 【調査票名】 5－産業廃棄物実態調査票（情報通信業、卸売業、小売業、宿泊・飲食業、教育・学習支援業、複合サービス業、公務関連）形式－L
- 【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）情報通信業、卸売業、小売業、宿泊・飲食業、教育・学習支援業、複合サービス業、公務の事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿
- 【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）150／41,436 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の4月1日～翌年の3月31日 （系統）

宮崎県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日) 毎年4月1日～3月31日

【調査事項】 1. 事業所で発生した廃棄物の名称、2. 廃棄物の分類番号、3. 年間の発生量(中間処理を行う前の量)、4. 自社での中間処理方法、5. 中間処理後の量、6. 処理・処分の方法、7. 処理・処分先又は再生利用先の名称、8. 処理・処分先又は再生利用先の所在地、9. 処理・処分先又は再生利用先の所在地番号、10. 委託中間処理の方法、11. 委託中間処理後の処分の方法、12. 再生利用用途、13. 再生利用・最終処分の場所、14. 再生利用・最終処分先の名称

【調査名】 循環資源利用実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月30日

【実施機関】 宮崎県環境森林部循環社会推進課

【目的】 宮崎県内の産業廃棄物に関する排出、処理の状況、県境を越えて県内に搬入のあった産業廃棄物の状況を把握するため。また、事業活動に伴う産業系の副産物であって、有償売却などの行為により廃棄物処理法の廃棄物の定義から除外されているもの、事業系一般廃棄物で市町村等の計画処理量に含まれていないものの循環資源としての利用実態を把握するため。

【調査の構成】 1－循環資源利用実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－循環資源利用実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）廃棄物処理法第14条第6項に基づく産業廃棄物処分業の許可を有している事業者及び第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の許可を有している事業者 （抽出枠）許可業者名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）200/230 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年4月1日～翌年3月31日 （系統）宮崎県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月1日～翌年3月31日

【調査事項】 1. 委託業者の名称、2. 分類番号、3. 受託場所が県内の場合の所在地番号、4. 受託場所が県外の場合の所在地番号、5. 受託した年間処理量、6. 自社での中間処理の方法、7. 処理後の分類番号、8. 中間処理後の量、9. 処理・処分又は再生利用の方法、10. 処理・処分先又は再生利用先の名称等、11. 処理・処分先又は再生利用先の所在地が県内の場合の所在地番号、12. 処理・処分先又は再生利用先が県外の場合の所在地番号、13. 委託中間処理の方法、14. 委託中間処理後の再利用・処分の方法、15. 再生利用・リサイクルの用途



【調査名】 仕事と生活の調和に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月31日

【実施機関】 徳島県商工労働部労働雇用政策局労働雇用課

【目的】 徳島県内の企業における仕事と生活の調和に関する取組や労働者の意識について総合的に把握し、労働行政実施の参考に資するための基礎資料とするとともに、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場づくりを具体的に進めるための手引書を作成することにより、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場づくりの促進を図るものである。

【調査の構成】 1－事業所調査票 2－従業者調査票

※

【調査票名】 1－事業所調査票

【調査対象】 （地域）徳島県全域 （単位）事業所 （属性）企業常用雇用者規模10人以上の徳島県内事業所（日本標準産業分類に掲げる大分類の「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属するものに限る。）（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,000/6,917（配布）郵送（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成23年9月30日現在（系統）徳島県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 事業所の概要（事業所名等）、2. 正社員・非正社員に対する制度の適用状況（正社員への転換制度の有無等）、3. 所定労働時間、週休制、年間休日等の状況、4. ワークライフバランスへの取組状況、5. メンタルヘルスケアへの取組状況、6. 短時間勤務制度への取組状況、7. 育児休業・介護休業の状況、8. 再雇用制度の状況、9. ポジティブ・アクションへの取組状況

※

【調査票名】 2－従業者調査票

【調査対象】 （地域）徳島県全域 （単位）個人 （属性）事業所調査票対象事業所の従業者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/216,196（配布）郵送（収集）郵送・調査員（記入）自計（把握時）平成23年9月30日現在（系統）徳島県一民間事業者一報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年10月1日～10月31日

【調査事項】 1. 報告者の現在の状況（性別、年齢、配偶者、子どもの有無等）2. 所定労働時間、残業時間等の状況、3. 就業形態に対する満足度、4. 勤務先での各種制度の整備・利用状況、5. 能力開発制度の状況、6. ワークライフバランスの状況（休業制度ごとの取得等）、7. 短時間勤務制度の状況、8. 再雇用制度の状況、9. ポジティブ・アクションへの取組状況

## (2) 変更

【調査名】 群馬県母子世帯等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月1日

【実施機関】 群馬県健康福祉部子育て支援課

【目的】 母子世帯及び父子世帯の生活実態を把握し、これら母子世帯等に対する福祉施策推進のための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－母子世帯等実態調査票（母子世帯用） 2－母子世帯等実態調査票（父子世帯用）

【備考】 今回の変更は、全ての調査票に係る報告者の数の増加及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－母子世帯等実態調査票（母子世帯用）

【調査対象】 （地域）群馬県全域 （単位）世帯 （属性）母子世帯 （抽出枠）住民基本台帳等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,800/25,000 （配布）郵送 （収集）

郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）群馬県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月15日

【調査事項】 1. 調査対象者の基本的属性、2. 就労状況、3. 収入状況、4. 住居状況、5. 子どもの世話の状況、6. 福祉制度の利用状況等

※

【調査票名】 2－母子世帯等実態調査票（父子世帯用）

【調査対象】 （地域）群馬県全域 （単位）世帯 （属性）父子世帯 （抽出枠）住民基本台帳等

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）800/25,000 （配布）郵送 （収集）郵

送 （記入）自計 （把握時）平成23年11月1日現在 （系統）群馬県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年11月1日～11月15日

【調査事項】 1. 調査対象者の基本的属性、2. 就労状況、3. 収入状況、4. 住居状況、5. 子どもの世話の状況、6. 福祉制度の利用状況等

【調査名】 省エネ関連設備に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月1日

【実施機関】 愛知県農林水産部園芸農産課

【目的】 園芸用施設における電照設備等に関して調査し、省エネの推進を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－平成22年度 省エネ関連設備に関する調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲への農業協同組合及び農事組合法人の追加、報告者数の削減等。

※

【調査票名】 1－平成22年度 省エネ関連設備に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）地方公共団体 （属性）市町村（市町村が回答できない場合は、農業協同組合又は農事組合法人）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）54 （配布）オンライン（電子メール） （取集）オンライン（電子メール） （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年6月30日現在 （系統）愛知県－報告者（市町村）、愛知県－市町村－報告者（農業協同組合・農事組合法人）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月1日～10月15日

【調査事項】 1. 電照設備：ガラス室の電照実面積（設備の種類別、野菜・花きの品目別）、ハウスの電照実面積（設備の種類別、野菜・花きの品目別）、2. ヒートポンプ：ヒートポンプの設置実面積（野菜・花き・果樹の品目別、ガラス室・ハウス別）、ヒートポンプの設置台数（野菜・花き・果樹の品目別、ガラス室・ハウス別）

【調査名】 仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月1日

【実施機関】 愛媛県経済労働部管理局労政雇用課

【目的】 愛媛県内民間事業所における育児・介護休業制度の利用状況など、仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境の実態を把握する。

【調査の構成】 1－仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更、基準日の変更、調査実施時期の変更。

※

【調査票名】 1－仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査票

【調査対象】 （地域）愛媛県全域 （単位）事業所 （属性）常時従業員5人以上を雇用する愛媛県内民間事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/28,796 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）愛媛県一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年11月10日～12月10日

【調査事項】 1. 事業所の概要に関する事項、2. 企業としての意識に関する事項、3. 育児休業制度及び労働者の育児に対する援助に関する事項、4. 介護休業制度及び労働者の家族の介護に対する援助に関する事項、5. パートタイム労働者の育児・介護休業制度の利用に関する事項、6. 子の看護のための休暇に関する事項、7. 要介護状態にある家族の介護のための休暇に関する事項、8. 配偶者出産休暇制度に関する事項

【調査名】 東京都男女雇用平等参画状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月2日

【実施機関】 東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

【目的】 3年に一度の経年調査該当年度として、企業における従業員の募集、採用、配置、昇進等の雇用管理の実態と育児・介護休業制度の状況を調査し、経年比較を行うことで、職場環境の実態と課題を把握し、今後の男女雇用平等推進施策を効果的に行うために活用する。

【調査の構成】 1－事業所調査票 2－男女従業員調査票

【備考】 今回の変更は、調査全体として、調査の目的及び調査事項の変更。

※

【調査票名】 1－事業所調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ地域を除く。） （単位）事業所 （属性）事業所規模30人以上の日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「宗教」は除く。）」の本所・単独事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/21,375（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）調査票の配布：東京都－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－東京都

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月1日～9月16日

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 男女雇用管理に関する取組、3. 育児・介護に関する事項、4. 仕事と生活の両立、働き方の見直しに関する事項

※

【調査票名】 2－男女従業員調査票

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょ地域を除く。）（単位）個人（属性）事業所規模30人以上の日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「宗教」は除く。）」の本所・単独事業所に勤務する男女従業員（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）5,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年9月1日現在（系統）調査票の配布：東京都－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－東京都

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月1日～9月26日

【調査事項】 1. 回答者プロフィール、2. 雇用管理の概況について、3. 育児・介護に関する事項、4. 仕事と生活の両立、働き方の見直しに関する事項

【調査名】 島根県在住外国人実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月12日

【実施機関】 島根県環境生活部文化国際課

【目的】 本調査は、外国人住民のニーズや意見を把握し、島根県及び市町村の外国人住民支援施策に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－島根県在住外国人実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的の変更、調査の実施期間の変更、報告者数の削減及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－島根県在住外国人実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）島根県全域 （単位）個人 （属性）平成22年末現在、島根県内市町村で外国人住民登録をしている外国人住民のうち20歳以上の者 （抽出枠）平成22年末現在の島根県内市町村の外国人住民登録者数

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/5,695 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）調査票の配布：島根県－民間事業者－県内市町村－報告者、調査票の回収：報告者－民間事業者－島根県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年8月下旬～9月末日

【調査事項】 1. 回答者の属性、2. 言葉について、3. 日常生活について、4. 行政からの情報及びサービスについて、5. 防災について、6. 自由意見

【調査名】 医療実態調査（患者調査・施設調査）（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月15日

【実施機関】 栃木県保健福祉部保健福祉課

【目的】 医療法第30条の3の規定により策定する「第6期栃木県保健医療計画」の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－病院・患者票（入院・外来） 2－病院・患者票（退院） 3－施設票（病院）  
4－一般診療所・患者票（入院・外来） 5－一般診療所・患者票（退院） 6－施設票（一般診療所）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更、報告者数の増加等。

※

【調査票名】 1－病院・患者票（入院・外来）

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）病院 （抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）109 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月11日～10月13日の3日間のうち、医療施設が選択した任意の1日 （系統）調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：（医師会会員）報告者－郡市医師会－栃木県、（医師会会員以外）報告者－栃木県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 患者の住所、4. 入院外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療科名、7. 紹介の有無、8. 病床（病棟）の種別、9. 薬剤管理指導業務

※

【調査票名】 2－病院・患者票（退院）

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）病院 （抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）109 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日～9月30日 （系統）調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：（医師会会員）報告者－郡市医師会－栃木県、（医師会会員以外）報告者－栃木県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 患者の住所、4. 入退院年月日、5. 入院外来の種別、6. 受療の状況、7. 手術の有無、8. 診療科名、9. 病床（病棟）の種別、10. 薬剤管理指導業務、11. 入院前の場所、12. 退院後の行き先、13. 転帰

※

【調査票名】 3－施設票（病院）

【調査対象】 （地域）栃木県全域 （単位）保健・医療施設 （属性）病院 （抽出枠）栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）109 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日現在 （系統）調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：（医師会会員）報告者－郡市医師会－栃木県、（医師会会員以外）報告者－栃木県

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 施設名、2. 施設の所在地、3. 休止・休診の状況、4. 許可病床数、5. 保健事業等、6. 診療科目、7. 診療科目別医師及び歯科医師数、8. 外来投薬処方せん枚数、9. 医療従事者数、10. 診療設備・診療機器、11. 麻酔及び手術等の状況、12. 専門外来の状況、13. 在宅医療サービスの実施状況、14. 救急患者への対応・受入体制、15. 傷病別手術の対応状況 等

※

【調査票名】 4－一般診療所・患者票 (入院・外来)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 一般診療所 (抽出枠) 栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,463 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月11日～10月13日の3日間のうち、医療施設が選択した任意の1日 (系統) 調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：(医師会会員) 報告者－郡市医師会－栃木県、(医師会会員以外) 報告者－栃木県

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 患者の住所、4. 入院外来の種別、5. 受療の状況、6. 診療科名、7. 紹介の有無、8. 病床(病棟)の種別

※

【調査票名】 5－一般診療所・患者票 (退院)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 一般診療所 (抽出枠) 栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,463 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年9月1日～9月30日 (系統) 調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：(医師会会員) 報告者－郡市医師会－栃木県、(医師会会員以外) 報告者－栃木県

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 性別、2. 生年月日、3. 患者の住所、4. 入退院年月日、5. 入院外来の種別、6. 受療の状況、7. 手術の有無、8. 診療科名、9. 病床(病棟)の種別、10. 入院前の場所、11. 退院後の行き先、12. 転帰

※

【調査票名】 6－施設票 (一般診療所)

【調査対象】 (地域) 栃木県全域 (単位) 保健・医療施設 (属性) 一般診療所 (抽出枠) 栃木県病院・診療所名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,463 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年10月1日現在 (系統) 調査票の配布：栃木県－報告者、調査票の回収：(医師会会員) 報告者－郡市医師会－栃木県、(医師会会員以外) 報告者－栃木県

【周期・期日】 (周期) 5年 (実施期日) 平成23年9月27日～10月25日

【調査事項】 1. 施設名、2. 施設の所在地、3. 休止・休診の状況、4. 許可病床数、5. 診療



科目、6. 外来投薬処方せん枚数、7. 診療所の種類、8. 在宅医療サービスの実施状況、9. 麻酔及び手術等の状況、10. 保健事業等、11. 診療機器の保有状況、12. 救急患者への対応・受入体制、13. 初期救急医療への参加状況、14. 期間診療所等、15. 医療連携の状況、16. 医療従事者数、17. 専門外来の状況 等

【調査名】 市政アドバイザー意識調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年8月22日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目的】 具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1-第11期市政アドバイザー第2回意識調査 調査票

【備考】 今回の調査は、第11期・第2回の調査であり、今回の変更は、調査事項及び調査期間の変更。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-第11期市政アドバイザー第2回意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上、80歳未満の市民（抽出枠）住民基本台帳及び外国人登録原票

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,070/1,191,832 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）神戸市一報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成23年8月25日～9月8日

【調査事項】 1. 須磨海岸に関する事項、2. 都心の交通に関する事項、3. 脳卒中に関する事項

【調査名】 熊本県労働条件等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月22日

【実施機関】 熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課

【目的】 熊本県内の事業所に雇用されている労働者の賃金・労働時間その他の労働条件を把握し、労働行政の基礎資料にするとともに、調査結果を労使関係者・労働関係機関に提供することにより健全な労使関係の推進に役立てる。

【調査の構成】 1－平成23年度熊本県労働条件等実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－平成23年度熊本県労働条件等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）熊本県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所であって、従業者数5人以上の事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年6月30日現在 （系統）熊本県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月14日～10月14日

【調査事項】 1. 事業所の概要（1）就業形態、（2）正社員の年齢構成及び平均年齢、（3）管理職の登用状況、2. 賃金制度（1）正社員の賃金支払形態、（2）正社員の所定内賃金、（3）正社員の賃上げ、3. 労働時間（1）正社員の所定労働時間、（2）正社員の週休制、（3）正社員の年間休日及び年次有給休暇、（4）正社員の育児休業、4. ワーク・ライフ・バランス（1）ワーク・ライフ・バランスの認知状況、（2）ワーク・ライフ・バランスの取組内容、（3）ワーク・ライフ・バランスに取り組む上での課題、5. ポジティブ・アクション（女性の活躍促進）（ポジティブ・アクションの取組状況）、6. 次世代育成支援制度（1）一般事業主行動計画の認知状況、（2）一般事業主行動計画の策定状況、（3）行動計画を策定する上での課題、7. 若年者の雇用（1）若年労働者の採用の状況、（2）若年労働者を採用する上での課題、（3）若年労働者の早期離職の人数、（4）若年労働者の早期離職の理由、（5）若年労働者定着のために行っている取組、（6）若年労働者を雇用するために行政に望む支援

【調査名】 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月24日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟市経済・国際部雇用対策課

【目的】 新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金、労働時間、休日等労働条件の事態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定化のための基礎資料とすること。

【調査の構成】 1－新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票） 2－新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【備考】 今回の変更は、全ての調査票に係る調査事項の一部変更及び平成23年度調査に限り調査の実施期間の1か月繰下げ。

※

【調査票名】 1－新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票）

【調査対象】 （地域）新潟県全域（新潟市地域－新潟市実施）（単位）事業所（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）4,000/16,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）調査票の配布：（新潟市以外）新潟県－報告者、（新潟市）新潟県－新潟市－報告者、調査票の回収：（新潟市以外）報告者－新潟県地域振興局－新潟県、（新潟市）報告者－新潟市－新潟県

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月31日～9月30日（ただし、平成23年度調査においては、8月31日～9月30日）

【調査事項】 1. 企業全体の現況（1）企業全体の常用労働者数、（2）資本金又は出資金、2. 事業所の現況（1）労働組合の有無、（2）労働者構成、（3）派遣労働者数、3. 初任給（1）学歴・職種別初任給額、（2）学歴・職種別採用人数、（3）県外学校出身者数、4. 労働時間制度（1）1日・1週・1年の所定労働時間数、（2）変形労働時間制の採用状況、（3）週休制の形態、5. 年間休日数（1）年間休日数、（2）連続休暇、6. 年次有給休暇（年次有給休暇の取得状況）、7. 特別休暇制度（特別休暇制度の状況）、8. 育児休業制度（1）育児休業制度の有無、（2）育児休業制度の整備状況、（3）育児休業の取得状況、9. 介護休業制度（1）介護休業制度の有無、（2）介護休業制度の整備状況、（3）介護休業の取得状況、10. 仕事と家庭の両立のための支援制度（1）仕事と家庭の両立の支援制度の有無、（2）制度状況、11. 賃金制度（賃金制度の状況）、12. 賃金の支払形態（賃金の支払形態別の労働者数）、13. 定年制度（1）定年制度の有無、（2）定年延長の予定の有無、（3）継続雇用制度の有無

※

【調査票名】 2－新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【調査対象】（地域）新潟県全域（新潟市地域－新潟市実施）（単位）個人（属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「複合

サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）4,000/16,000（配布）郵送（取集）  
郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）調査票の配布：（新潟市以外）新潟県－報告者、（新潟市）新潟県－新潟市－報告者、調査票の回収：（新潟市以外）報告者－新潟県地域振興局－新潟県、（新潟市）報告者－新潟市－新潟県

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月31日～9月30日（ただし、平成23年度調査においては、8月31日～9月30日）

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 勤続年数、4. 就業形態、5. 最終学歴、6. 労働者の職種、7. 7月分の所定内労働時間・所定外労働時間数、8. 7月分の所定内労働賃金・所定外賃金

【調査名】 大阪府労働関係調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月25日

【実施機関】 大阪府商工労働部総合労働事務所

【目的】 大阪府内の民間事業所に働く労働者について、就業形態別に労働時間、年間有給休暇、時間外労働等、労働条件等の実態を把握し、労務改善のための基礎資料や労働関係諸機関等の施策の参考に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成16年まで「基本的労働条件調査」として実施されていたが、平成17年に、調査事項を整理・充実を図るとともに、調査の名称を「大阪府労働関係調査」に変更し、現在に至っている。

【調査の構成】 1－平成23年度大阪府労働関係調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－平成23年度大阪府労働関係調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業者規模30人以上の民営事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/26,066 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在 （系統）大阪府一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月中旬～10月10日

【調査事項】 1. 会社の規模（労働者数）、2. 労働組合の有無、3. 事業所の就業形態別労働者数（男女別・前年と比較した増減傾向）、4. 正社員への登用制度の有無（非正社員内訳）、5. 正社員への登用実績の有無（非正社員内訳）、6. 所定労働時間（就業形態別1日・1週・年間（計算））、7. 変形労働時間制の導入状況、8. 変形労働時間制の導入状況（正社員以外への導入状況・非正社員内訳）、9. 所定外労働時間（男女別・正社員・パートタイム労働者別：年間）、10. 労働時間等の課題について労使が話し合う機会の有無、11. 短時間勤務を選択できる制度の有無、12. 短時間勤務を選択できる制度の有無（制度を利用できるケース）、13. 週休制の実施形態（正社員・パートタイム労働者別）、14. 事業所の年間休日数（正社員・パートタイム労働者別）、15. 年次有給休暇の付与人数・付与日数・取得日数（正社員・パートタイム労働者別）、16. 東日本大震災による労働者の増減及び雇用方針、17. 雇用調整の実施の有無と内容、18. 雇用調整助成金等の活用状況

【調査名】 職場環境調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月26日

【実施機関】 奈良県産業・雇用振興部雇用労政課

【目的】 奈良県内事業所における職場環境の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－平成23年度 職場環境調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－平成23年度 職場環境調査 調査票

【調査対象】 （地域）奈良県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用者が10人以上の事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,320/7,600 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年9月30日現在 （系統）奈良県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月1日～10月末日

【調査事項】 1. 仕事と家庭の両立支援の取組、2. 男女均等な取扱い、3. 通勤の実態、4. 定年制、5. 退職金、6. 福利厚生、7. 社会貢献活動

【調査名】 千葉県生活習慣に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月29日

【実施機関】 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

【目的】 千葉県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、今後の健康づくり施策の推進等及び「健康ちば21」の最終評価に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－生活習慣に関するアンケート調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

※

【調査票名】 1－生活習慣に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）個人 （属性）千葉県内在住の満15歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000/6,210,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の11月1日 （系統）千葉県一民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）調査実施年の10月下旬～11月中旬

【調査事項】 1. 健康の状況、2. 栄養・食生活の状況、3. 身体活動・運動の状況、4. 休養・心の健康の状況、5. 喫煙・飲酒の状況、6. 歯の健康の状況、7. がんの状況、8. 病気の状況、9. 健康診断の状況、10. 受動喫煙防止の状況及び健康に関する情報について



【調査名】 北九州市の男女共同参画社会に関する調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年8月31日

【実施機関】 北九州市子ども家庭局男女共同参画推進部

【目的】 北九州市において男女共同参画を推進する上での課題・問題点等を明らかにし、今後の施策検討の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－北九州市の男女共同参画社会に関する調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－北九州市の男女共同参画社会に関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,000/810,321 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票を記入する時点 （系統）北九州市一報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年 （実施期日）平成23年9月下旬～10月上旬

【調査事項】 1. 家庭内の仕事の担当、2. 暴力被害・加害の有無、3. 暴力被害の相談、4. セクシャル・ハラスメントの経験